

岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画

～がんばるあなたへの応援プラン～

(第4期計画 計画期間 令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

岐阜県

目 次

第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2

第2章 第3期計画の施策の検証

1	相談機能及び情報提供の強化	3
2	就業支援の促進	5
3	子育て支援及び生活支援	9
4	養育費の確保に向けた支援	11
5	経済的支援	12
6	母子・父子福祉団体の支援及び連携	14

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

1	離婚件数の推移	15
2	児童扶養手当受給者数の推移	15
3	ひとり親家庭等の現状	16
4	ひとり親家庭等を取り巻く課題	31

第4章 基本理念及び施策の柱

1	基本理念	33
2	施策の柱	33
	[参考資料] 施策の体系	35

第5章 具体的施策

1	相談機能及び情報提供の強化	36
2	就業支援の促進	38
3	養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進	42
4	子育て支援及び生活支援	43
5	経済的支援	46
6	地域における活動の促進	47

第6章 計画の推進

1	国、県、市町村、関係団体との役割及び分担	48
2	各種計画との連携	49
3	地域との協働	49

資料編

資料1	用語解説	51
資料2	主な相談機関	54
資料3	岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	64
資料4	岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿	65

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

岐阜県では、平成17年に「岐阜県母子家庭及び寡婦等自立促進計画」（以下「計画」という。）、平成22年に第2期計画（計画期間 平成22年度～26年度）、平成26年に第3期計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）を策定し、ひとり親家庭や寡婦が自立した生活ができるよう、相談や就業支援、子育て支援や生活支援など効果的かつ総合的な福祉施策を展開してきたところです。

こうした中、ひとり親家庭を取り巻く現状を把握するため、「平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。この結果から、ひとり親家庭等の多くが生活上に悩みを抱えており、それは生活費や仕事、子育て・教育など多岐にわたっていることが明らかとなりました。

特に母子家庭においては、平均年間就労収入が196万円、就業者のうち約4割が「臨時・パート」と不安定な状況となっており、きめ細かい就労支援などが必要となっています。一方、父子家庭においては、平均年間就労収入が324万円と母子家庭と比較すると高くなっていますが、家事や子育てなどに困っており、仕事と家事の両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

国においては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号。以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が平成27年10月に改定され、ひとり親家庭への支援策を強化することが明記されました。

さらに、国の調査においてひとり親家庭の約半数が相対的貧困状態であるとされ、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）において、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

また、国際社会においては、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」に「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことなどが掲げられました。

こうした国の状況やSDGsの理念を踏まえ、このたび計画期間の終期を迎える「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期）」の実績を検証するとともに、年々複雑、多様化していくひとり親等やその子どもを取り巻く環境に対応した自立支援のあり方について、第4期計画として取りまとめました。

第4期計画では、「相談機能及び情報提供の強化」、「就業支援の促進」、「養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進」、「子育て支援及び生活支援」、「経済的支援」、「地域における活動の促進」の6つを施策の柱として、ひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。



※上のアイコンは、SDGsのうち、本計画に関連のあるものを示しています。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画の位置づけ

この計画は母子父子寡婦福祉法第12条に規定する県の「自立促進計画」です。

これは、県における、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の方向性を示すもので、県、市町村及び関係機関等の連携のもと一体的な施策の推進を図るための指針となるものです。

3 計画の対象

(1) 計画の対象者

この計画の対象者は、母子父子寡婦福祉法の規定により下記の定義による母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。また、第3章「ひとり親家庭等の状況と課題」における「母子世帯」及び「父子世帯」は、「母子家庭」及び「父子家庭」と同義とします。

ただし、計画に掲げる施策の中には上記対象者以外の方を含めている場合があります。

[用語の定義]

この計画の中で使用している用語の定義は次のとおりです。

母子家庭	配偶者のない女子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
父子家庭	配偶者のない男子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者
ひとり親	母子家庭の母、父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、寡婦
ひとり親自立支援員	母子父子寡婦福祉法第8条第1項の規定による県及び市（福祉事務所を設置する町村を含む。）の母子・父子自立支援員

(2) 計画の対象地域

この計画は岐阜県が広域行政としてひとり親家庭等に対する施策を推進するため、中核市である岐阜市を除いた岐阜県全域を対象地域とします。

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 第3期計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）の施策の検証

第3期計画（平成27年度～平成31年度）では、6つの項目を基本目標として、本県におけるひとり親家庭等の安定した子育てや就業、生活の実現を支援するため、様々な施策を推進してきました。特にひとり親家庭に対し、相談機能及び情報提供の強化を通じ、就業支援の促進を行ってきました。ここでは、第3期計画の基本目標ごとに施策を検証します。

1 相談機能及び情報提供の強化（目標1）

ひとり親家庭等の生活や就業に関する悩みについて相談を受け、必要な情報の提供や支援を実施するため、県内すべての福祉事務所へのひとり親自立支援員の配置やひとり親家庭等就業・自立支援センター事業等を行いました。

また、ひとり親家庭等の様々な相談に応じられるよう、研修等を実施し、相談員の資質向上を図ってきました。

相談機関の周知については、児童扶養手当認定時や現況届時に市町村等窓口においてひとり親家庭等福祉施策の広報を行うとともに、ホームページの充実を行うなどして制度の周知を推進しました。

今後も引き続き相談機能を拡充するとともに、各種支援制度のさらなる周知が必要です。また、ひとり親自立支援員等の相談関係者のスキルアップを図るため、研修の充実を図る必要があります。

① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施

県・市の福祉事務所に配置しているひとり親自立支援員が、ひとり親等の就業、子育て、教育、貸付等の種々の相談を受けて自立に向けた支援を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	10,148 件	8,494 件	9,392 件	6,742 件	6,912 件

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・相談、情報提供の実施

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業等に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	255 件	230 件	420 件	692 件	661 件

（養育費相談を除く）

・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施

離婚・親権等の問題や悪徳商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	14 件	16 件	11 件	20 件	15 件

(養育費相談を除く)

③ 民生委員・児童委員による地域における相談支援

民生委員・児童委員が担当区域のひとり親家庭等の相談に的確に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行ってきました。

④ ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化

ひとり親家庭等が必要とする行政サービスの情報提供及び広報周知が求められているため、児童扶養手当等の各種手続窓口や現況届提出時において、支援サービス情報の提供を行ってきました。

⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の研修の実施

ひとり親自立支援員等が専門的な視点を持ちつつ寄り添い方の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を毎年実施しました。また、様々な機関で相談対応する職員が情報交換を行うことができるよう、情報交換会も実施しました。

⑥ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施

女性相談センターにおいて、女性の様々な悩みや問題について電話による相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言や支援を行いました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	4,422 件	4,411 件	3,967 件	4,054 件	4,314 件

⑦ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介

仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供を行い、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	12,685 件	10,925 件	9,984 件	9,557 件	8,717 件
紹介件数	5,768 件	4,818 件	4,186 件	3,824 件	3,468 件

2 就業支援の促進（目標2）

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、受講料無料の介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士国家試験対策講座、医療事務、パソコン等の講習会を実施してきました。受講日時に関しては、受講者の希望に対応した講座を可能な限り選択できるようきめ細かな配慮をしました。

また、県や市において実施する自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業において、医療事務等の教育訓練を受講する場合や看護師等資格取得のために養成学校等へ行く場合に給付金を支給しました。さらに、ハローワーク等を通して行う各種の公共職業訓練コースの情報提供、あっせんを行いました。

相談や講習による資格取得の支援などについては、受講人数は近年増加していますが、依然として厳しい状況にあるひとり親家庭等の支援を強化するため、きめ細かい相談支援や講習会の充実等を図っていく必要があります。さらに、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用者側への理解の促進にも努める必要があります。

① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・就業支援事業（相談・情報提供）の実施

就業に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	157 件	98 件	120 件	173 件	143 件

・就業支援講習会（受講者）の実施

キャリアアップや就業に繋がる技能取得を目指す講習会を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
介護職員初任者研修	10 人	9 人	10 人	13 人	16 人
介護福祉士実務者研修	—	—	9 人	13 人	10 人
介護福祉士国家試験対策講座	—	—	—	—	8 人
医療事務	9 人	8 人	6 人	8 人	10 人
パソコン	—	—	18 人	23 人	16 人
簿記	—	—	—	—	3 人

※介護福祉士実務者研修は平成28年度から

実施介護福祉士国家試験対策講座及び簿記は平成30年度から実施

・就業支援セミナーの実施

就業に対する不安を取り除き、就業後の生活設計について知識を深めるため、就業支援セミナーを実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受講者	13 人	11 人	74 人	74 人	73 人

・「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業の実施

ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、県内の求人情報を中心に、積極的に情報提供を行いました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
登録者	147 人	188 人	206 人	216 人	250 人

・ハローワークと連携した就業支援の実施

必要に応じハローワークと連携した、就業支援を実施しました。

② ひとり親自立支援員による就業相談

県・市福祉事務所のひとり親自立支援員がひとり親家庭等の就業についての相談を受付、支援しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	880 件	714 件	866 件	696 件	659 件

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業等の実施

児童扶養手当受給者等のひとり親に対し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し、様々な機関と連携しながら支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
策定人数	44 人	38 人	66 人	93 人	80 人

④ 自立支援給付金事業の実施

・自立支援教育訓練給付金事業の実施

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練修了後に給付金を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施(町村)分	0人	2人	0人	7人	1人
市 実 施 分	6人	5人	7人	29人	28人

・高等職業訓練促進給付金等事業の実施

看護師や保育士など、資格取得を目的として養成機関において修業する場合に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施(町村)分	21人	15人	20人	32人	26人
市 実 施 分	154人	126人	150人	151人	159人

・ひとり親の学び直しに対する支援事業の実施

高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を講座修了時及び試験合格時に支給することで、学び直しを支援しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施(町村)分	—	0人	0人	0人	0人
市 実 施 分	—	0人	0人	2人	0人

※平成27年度より事業開始

⑤ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等に、経済的自立のための技能習得資金を貸し付けました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	4件	7件	6件	4件	3件

⑥ ひとり親等の就業支援情報の交換会議の実施

ハローワーク等関係機関と母子・父子福祉団体等との連携を図るため、ひとり親等の就業情報の交換会議を開催しました。

⑦ 岐阜県総合人材チャレンジセンター事業の実施

雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるワンストップサービスを実施し、個人の能力向上と就業促進を図りました。

⑧ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用

就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援しました。

⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介
（きめ細かなマッチング・個別求人開拓）

職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業まで一貫して支援しました。

⑩ トライアル雇用奨励金の活用

トライアル雇用奨励金を利用することで、トライアル雇用を実施する事業所を増やし、その後の常用雇用へつながる支援をしました。

⑪ 職場適応訓練の受講

実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をしました。

⑫ 公共職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講指示・支援指示

個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公共職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をしました。

⑬ ひとり親に対する公共職業訓練の実施及び訓練手当の支給

ハローワークの受講指示により技能習得を目的とした公共職業訓練及び職場適応訓練を受講するひとり親に対して、訓練期間の生活を保障し、その後の就業を支援するための手当を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	21 人	37 人	24 人	19 人	17 人

⑭ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の研修の実施

就業支援等の充実に向け、ひとり親自立支援員等就業相談関係者に対する研修を実施しました。

⑮ ひとり親家庭等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討

各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、理解と協力を求めました。県においても、ひとり親家庭等の就業を支援している、母子・父子福祉団体へ優先的に発注を行いました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	48 件	50 件	53 件	82 件	86 件
金 額	342,250 円	308,820 円	477,458 円	732,446 円	649,270 円

3 子育て支援及び生活支援（目標3）

ひとり親家庭の父母等をはじめ、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、「放課後児童クラブ」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」等各種保育サービスへの支援を行いました。

特に県民ニーズの高い「病児・病後児保育事業」については、すべての市町村において利用できるよう支援を行ってきました。

今後は、これらの施策についてさらなる充実を図るとともに、地域で支える体制づくりに努める必要があります。

（1）子育て支援

① 保育所の優先入所の推進

市町村が実施するひとり親家庭の児童の保育所優先入所を支援しました。

② 放課後児童クラブの利用推進

「放課後児童クラブ」を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
設置数	333 校区	343 校区	346 校区	353 校区	356 校区
午後5時半を超えて開設している市町村数	39 市町	40 市町	40 市町	40 市町	40 市町
登録できなかった児童数	89 人	88 人	93 人	164 人	115 人

③ 多様な保育サービスの推進による支援

市町村が実施する延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育等の特別保育を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
延長保育	282 箇所	316 箇所	306 箇所	312 箇所	312 箇所
休日保育	9 市町				
病児・病後児保育	35 市町村	37 市町村	37 市町村	38 市町村	38 市町村

④ 子育て短期支援事業の推進

保護者の事情に配慮して、一時的又は数日間の短期入所生活援助や夜間養護を実施しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
ショートステイ	23 市町	22 市町	25 市町	26 市町	26 市町
トワイライトステイ	11 市町	9 市町	11 市町	18 市町	18 市町

⑤ 子育てサポートシステムの推進

育児の援助を希望するひとり親に対して、ファミリー・サポート・センター事業を推進しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
ファミリーサポート実施市町村数	32 市町	32 市町	33 市町	33 市町	33 市町
病児・緊急対応強化事業	8 市町	9 市町	8 市町	9 市町	9 市町

⑥ 児童等に対する学習支援事業

大学生等のボランティアが地域の公共施設等において塾形式や児童の家庭を訪問する家庭教師形式でひとり親家庭の児童等の学習を支援する事業を実施するとともに、事業を実施する市町村へ補助金を交付しました。

(2) 生活支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭支援員を派遣するひとり親家

庭等日常生活支援事業を実施する市町村に対し、補助金を交付しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	1 市	1 市	2 市	2 市	2 市

② 公営住宅の優先入居の推進

県営住宅のひとり親家庭の優先入居制度を実施するとともに、市町村営住宅の母子家庭の優先入居制度の推進を支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
母子向け管理戸数	44 世帯	44 世帯	59 世帯	59 世帯	59 世帯
母子世帯入居戸数	42 世帯	42 世帯	42 世帯	43 世帯	43 世帯

③ 母子生活支援施設への入所保護

死別や離婚等により居住先が無い母子家庭に対し、子育てと生活ができるよう母子生活支援施設への入所・保護を実施しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県内施設数	3 施設				
定員数	60 世帯				
入所状況	53 世帯	44 世帯	51 世帯	56 世帯	52 世帯

※ 各年度4月1日時点の数値

4 養育費の確保に向けた支援（目標4）

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を推進するため、養育費の取り決めなどについて広報・啓発につとめ、相談等を実施しました。

離婚した後においても、子どもの養育に関する責務は両親にあるため、引き続き養育費の確保に向けた支援を行うとともに、養育費支払いも促す面会交流についても支援していく必要があります。

① 養育費の確保のための広報・啓発の推進

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置し、養育費の相談に応じるとともに、養育費講習会を実施しました。

② 養育費相談・養育費講習会の実施

・養育費相談の実施

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置し、養育費の相談を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	104 件	71 件	229 件	220 件	231 件

・養育費講習会の実施

養育費確保に向け、養育費相談支援センターや弁護士等と連携し、養育費講習会を開催しました。

③ 特別相談事業を利用した養育費に関する法律相談の実施

弁護士による養育費に関する法律相談を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	9 件	11 件	7 件	14 件	15 件

5 経済的支援（目標5）

重要な経済的支えである児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金などについて、給付・貸付等を行いました。

今後も、引き続き給付・貸付等を行うとともに、制度についての周知を図る必要があります。

① 児童扶養手当の支給

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないひとり親の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	14,444 人	14,242 人	14,205 人	13,628 人	13,063 人
支給額	67 億 1,220 万円	66 億 5,119 万円	66 億 3,415 万円	66 億 3,725 万円	64 億 4,565 万円

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉を推進することを目的とした、貸付を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
貸付件数	302 件	238 件	207 件	221 件	237 件
貸付金額	1 億 6,399 万円	1 億 2,905 万円	1 億 1,448 万円	1 億 3,345 万円	1 億 4,982 万円

* 貸付金には様々な種類がありますが、貸付件数の9割以上は子どもが高校や大学に進学するための修学資金（修学に必要な授業料、書籍代、通学費等）、就学支度金（就学に必要な入学金、被服等の購入費等）です。

* 平成26年10月より「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に名称変更

③ 福祉医療(母子家庭等・父子家庭)制度についての補助

市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付し、支援を行いました。

<母子家庭等>

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
補助金額	6 億 5,815 万円	6 億 7,002 万円	6 億 5,069 万円	6 億 4,254 万円	6 億 812 万円
人 数	38,308 人	37,162 人	36,279 人	35,296 人	34,246 人
件 数	509,614 件	514,274 件	514,831 件	501,163 件	484,858 件

<父子家庭>

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
補助金額	3,566 万円	3,300 万円	3,069 万円	3,009 万円	2,656 万円
人 数	2,335 人	2,151 人	2,054 人	1,901 人	1,748 人
件 数	23,334 件	22,571 件	22,037 件	20,179 件	18,386 件

※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者
のない母及び当該児童並びに父母のいない18歳到達後の年
度末までの児童

父 子 家 庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者
のない父及び当該児童

④ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書

市町村において、児童扶養手当受給者に対し旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券割引証明書を交付しました。

⑤ 研修等による支援体制の整備

児童扶養手当の給付事務や母子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めました。

6 母子・父子福祉団体の支援及び連携（目標6）

地域の母子・父子福祉団体の活動に対し支援を実施しました。

引き続き母子・父子福祉団体の支援及び連携を図っていくとともに、地域における活動を支援していく必要があります。

① 母子・父子福祉団体との連携

母子・父子福祉団体へ行政情報の提供を積極的に行いました。また、母子家庭等福祉施策事業（岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）を母子・父子福祉団体へ委託しました。

② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援

県のひとり親家庭等福祉向上のための中核機関である（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会に対し、「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付しました。

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

1 離婚件数の推移

岐阜県の平成30年の離婚件数は2,876件で、平成26年から減少傾向にあります。

○ 岐阜県の離婚件数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
離婚件数	3,182件	3,108件	3,058件	2,963件	2,876件

(参考) 全国数値

離婚件数	222,115件	226,238件	216,856件	212,296件	208,333件
------	----------	----------	----------	----------	----------

出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、平成30年度末で13,063人となっており、平成26年度と比べると1,381人減少しています。

また、手当の受給者となった理由別では、「離婚」の割合が最も多く、平成30年度では87.3%となっており、次いで未婚が8.3%と高くなっています。

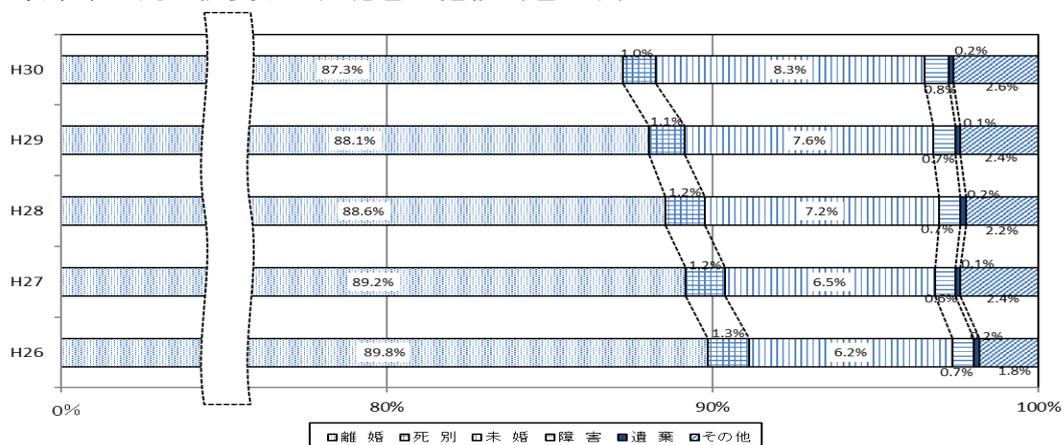
○ 岐阜県の児童扶養手当受給者と支給額の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	14,444人	14,242人	14,205人	13,628人	13,063人
支給額	67億1,220万円	66億5,119万円	66億3,415万円	66億3,725万円	64億4,565万円

(参考) 全国数値

受給者	1,058,663人	1,037,724人	1,009,844人	975,596人	940,696人
-----	------------	------------	------------	----------	----------

○ 岐阜県の児童扶養手当受給者の推移（理由別）



出典：「福祉行政報告例第61表」（受給者数）、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」（支給額）

3 ひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭の生活の状況を調査し、その結果を県の福祉施策に活用することを目的として、「平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。

- 調査対象
県内に居住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯
- 調査の時期
世帯数調査：平成30年7月1日現在（母子・父子世帯）
アンケート調査：平成30年10月1日現在（母子・父子・寡婦世帯 ※抽出調査）
- 調査事項
(1)本人及び世帯の状況 (2)就労、家計の状況 (3)生活の状況 (4)子どもの状況
(5)福祉制度の利用状況 (6)その他
- 調査方法
(1)世帯数調査
市町村において、児童扶養手当受給資格者台帳等から管内の母子世帯・父子世帯数を調査しました。
(2)アンケート調査
母子世帯及び父子世帯は、世帯数調査を基に選定した市町村において、無作為抽出した対象世帯に対して郵送で調査しました。また、寡婦世帯は、一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の会員等から無作為抽出した対象世帯に対して郵送で調査しました。
- 回収結果

区分	調査世帯数	回収世帯数	回収率
母子世帯	1,900	747	39.3%
父子世帯	400	159	39.8%
寡婦世帯	200	149	74.5%
合計	2,500	1,055	42.2%

(1) ひとり親家庭等の世帯数

- 母子世帯
母子世帯数は17,720世帯で、前回調査から1,276世帯減少しました。
総世帯数に占める母子世帯の割合（以下「出現率」という。）は2.16%で、前回調査から0.25ポイント低下しました。
- 父子世帯
父子世帯数は1,329世帯で、前回調査から219世帯減少しました。出現率は0.16%で、前回調査から0.04ポイント低下しました。

(単位：世帯、%)

区 分	調査年	世帯数	出現率	増減数	増減率
母子世帯	平成 30 年度	17,720	2.16	△1,276	△6.7
	平成 25 年度	18,996	2.41		
父子世帯	平成 30 年度	1,329	0.16	△219	△14.1
	平成 25 年度	1,548	0.20		
総世帯数	平成 30 年度	819,175		32,027	4.1
	平成 25 年度	787,148			

出現率＝該当世帯数×100／総世帯数

(参考) 全国数値 ※全国ひとり親世帯等調査結果より(以下同じ。)

母子世帯	平成 28 年度	1,232,000
	平成 23 年度	1,238,000
父子世帯	平成 28 年度	187,000
	平成 23 年度	223,000

(2) ひとり親になった理由

ひとり親世帯になった理由では、母子世帯では「生別」が96.2%、「死別」が3.9%、父子世帯では「生別」が88.2%、「死別」が11.6%となっており、ともに「生別」の割合が高く、特に母子世帯では「生別」が9割を超えています。

また、寡婦世帯では、「死別」の割合が高く、84.4%となっています。「未婚」の割合は、母子世帯の方が父子世帯に比べ、8.5ポイント高くなっており、前回調査と比較すると、母子世帯では2.3ポイント上昇しています。

(単位：%)

区 分	調査年	死別	生別								小計
			協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚	未婚	遺棄	行方不明	その他	
母子世帯	平成 30 年度	3.9	65.0	18.5	0.4	1.9	9.1	—	0.3	1.0	96.2
	平成 25 年度	2.4	90.3				6.8	—	0.1	0.3	97.5
父子世帯	平成 30 年度	11.6	73.5	11.0	0.6	1.3	0.6	0.6	—	0.6	88.2
	平成 25 年度	20.3	78.4				—	—	—	1.4	79.8
寡婦世帯	平成 30 年度	84.4	6.1	6.1	0.7	1.4	—	—	0.7	0.7	15.7
	平成 25 年度	83.6	15.8				0.7	—	—	—	16.5

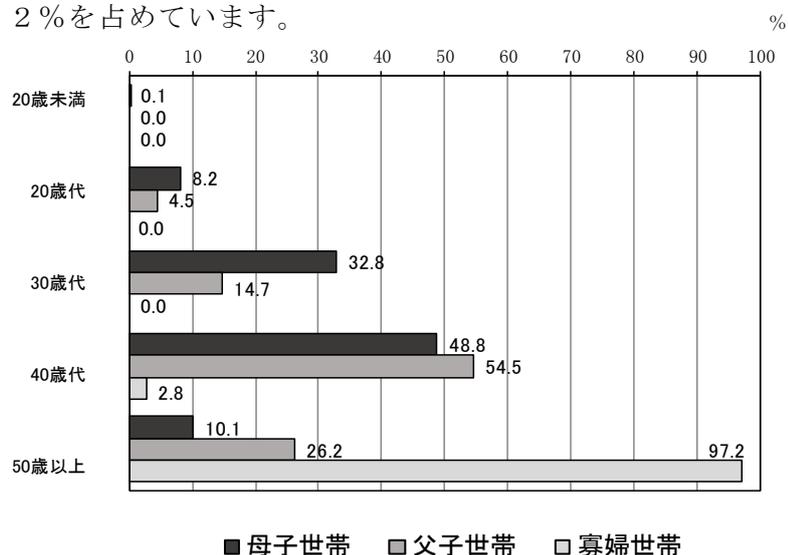
(参考) 全国数値

母子世帯	平成 28 年度	8.0	79.5				8.7	0.5	0.4	2.0	91.1
	平成 23 年度	7.5	80.8				6.7	0.4	0.4	3.1	92.5
父子世帯	平成 28 年度	19.0	75.6				0.5	0.5	0.5	3.0	80.0
	平成 23 年度	16.8	74.3				1.2	0.5	0.5	6.6	83.2

(3) 母親、父親及び寡婦の年齢

調査時点の母親の年齢は「40歳代」(48.8%)と「30歳代」(32.8%)の割合が高く、30歳代及び40歳代で約8割を占めています。これに対して、父親の年齢は「40歳代」(54.5%)、「50歳以上」(26.2%)の割合が高く、40歳代及び50歳以上で8割を占めています。父子世帯の方が、母子世帯より年齢階層が高くなっています。また、「20歳未満」と「20歳代」は、母親は8.3%、父親は4.5%となっています。

前回調査と比較すると、母親の年齢は「30歳代」が5.6ポイント低下し、「50歳代」が3.5ポイント上昇しています。また、父親の年齢は「30歳代」が3.1ポイント低下し、「50歳以上」で4.3ポイント上昇しており、母子世帯、父子世帯ともに高齢化している傾向がうかがえます。寡婦は、「50歳以上」で97.2%を占めています。



(単位: %)

区分	調査年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
母子世帯	平成30年度	0.1	8.2	32.8	48.8	10.1
	平成25年度	0.4	7.5	38.4	47.1	6.6
父子世帯	平成30年度	—	4.5	14.7	54.5	26.2
	平成25年度	2.1	4.1	17.8	54.1	21.9
寡婦世帯	平成30年度	—	—	—	2.8	97.2
	平成25年度	3.8			5.3	90.9

(参考) 全国数値

母子世帯	平成28年度	0.1	7.8	30.2	48.0	12.1
	平成23年度	0.4	10.4	35.4	41.7	8.9
父子世帯	平成28年度	—	3.2	19.8	44.0	31.6
	平成23年度	—	2.7	23.2	44.2	25.7

(4) 生活上の問題

困っていることについては、母子世帯、父子世帯において「生活費」の割合が最も高く、母子世帯（67.3%）、父子世帯（61.3%）となっており、寡婦世帯では「自分や家族の健康」（36.5%）の割合が最も高くなっています。

次いで、母子世帯では「子育て・教育」（30.8%）、「仕事」（28.6%）、父子世帯では「子育て・教育」（31.5%）、「仕事」・「借金・ローンの返済」（29.0%）、寡婦世帯では、「生活費」（32.7%）となっています。

前回調査と比較すると、「生活費」が母子世帯では5.6ポイント、父子世帯では2.8ポイント、寡婦世帯では8.6ポイント、それぞれ低下しています。

(単位：%)

区分	調査年	生活費	仕事	住宅	家事	健康 自分や家族の健康	医療費	子育て・教育	家族関係
母子世帯	平成30年度	67.3	28.6	12.4	4.7	19.6	5.6	30.8	6.7
	平成25年度	72.9	35.0	10.3	5.3	21.1	2.9	31.5	4.9
父子世帯	平成30年度	61.3	29.0	4.8	21.8	16.1	1.6	31.5	4.0
	平成25年度	64.1	30.8	10.3	10.3	15.4	0.9	33.3	5.1
寡婦世帯	平成30年度	32.7	25.0	3.8	3.8	36.5	5.8	1.9	7.7
	平成25年度	41.3	10.9	2.2	—	21.7	15.2	6.5	13.0

区分	調査年	実家・親戚との関係	近所との関係	再婚問題	相談相手がない	借金・ローンの返済	ひとり親家庭に対する偏見	その他	特にない
母子世帯	平成30年度	2.7	2.0	5.8	5.4	17.1	5.4	6.1	2.0
	平成25年度	4.4	2.4	5.1	3.7	15.2	4.6	4.2	1.1
父子世帯	平成30年度	3.2	2.4	6.5	8.1	29.0	6.5	3.2	3.2
	平成25年度	3.4	0.9	11.1	11.1	34.2	2.6	—	—
寡婦世帯	平成30年度	7.7	3.8	—	5.8	7.7	1.9	15.4	9.6
	平成25年度	4.3	2.2	—	6.5	10.9	8.7	8.7	—

(5) 収入の状況

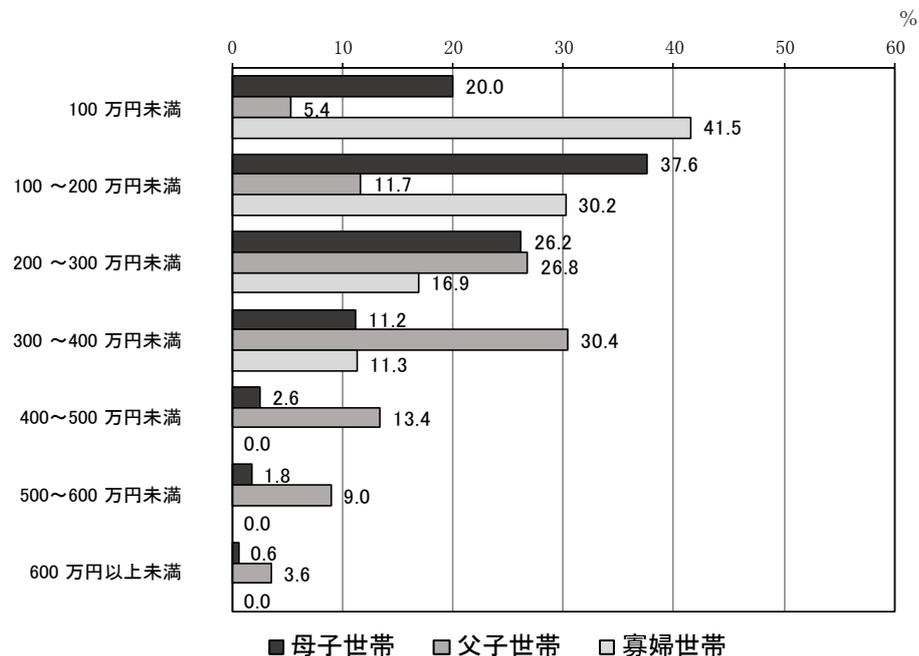
年間就労収入は、母子世帯では「100～200万円未満」の割合が37.6%で最も高く、「200～300万円未満」(26.2%)、「100万円未満」(20.0%)と続いています。

一方、父子世帯では「300～400万円未満」(30.4%)、「200～300万円未満」(26.8%)、「400～500万円未満」(13.4%)となっています。

また、年間就労収入が300万円未満の母子世帯は83.8%、父子世帯は43.9%となっています。

寡婦世帯は、「100万円未満」(41.5%)、「100～200万円未満」(30.2%)となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯で「400万円以上」の割合が増加しています。



区分	調査年	収入区分							平均額(万円)
		100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	
母子世帯	平成30年度	20.0	37.6	26.2	11.2	2.6	1.8	0.6	196
	平成25年度	20.1	40.6	26.0	8.1	3.5	0.6	1.1	189
父子世帯	平成30年度	5.4	11.7	26.8	30.4	13.4	9.0	3.6	324
	平成25年度	3.3	25.5	20.0	30.0	10.0	7.7	3.3	304
寡婦世帯	平成30年度	41.5	30.2	16.9	11.3	—	—	—	154
	平成25年度	34.0	34.0	20.0	8.0	2.0	2.0	—	168

(参考) 全国数値

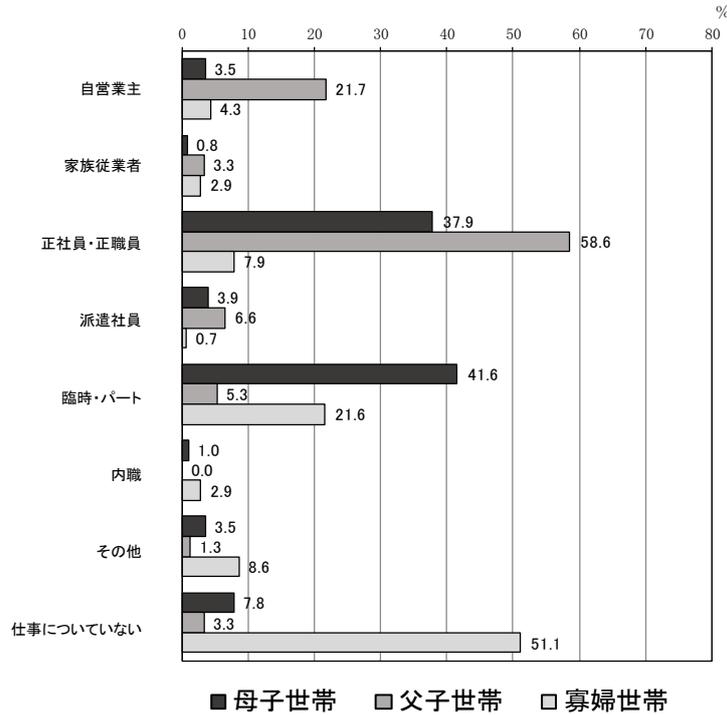
母子世帯	平成28年度	22.3	35.8	21.9	10.7	—	9.2	—	200
	平成23年度	28.6	35.4	20.5	8.7	—	6.8	—	181
父子世帯	平成28年度	8.2	11.7	15.3	24.9	—	39.9	—	398
	平成23年度	9.5	12.6	21.5	18.8	—	37.7	—	360

(6) 就労の状況

① 従業上の地位

従業上の地位は、母子世帯の母親では「臨時・パート」が41.6%で最も高く、「正社員・正職員」(37.9%)、「仕事についていない」(7.8%)が続いています。父子世帯の父親では、「正社員・正職員」が58.6%を占め、「自営業主」(21.7%)が続いています。寡婦では51.1%が「仕事に就いていない」となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「派遣社員」の割合が増加しています。



(単位：%)

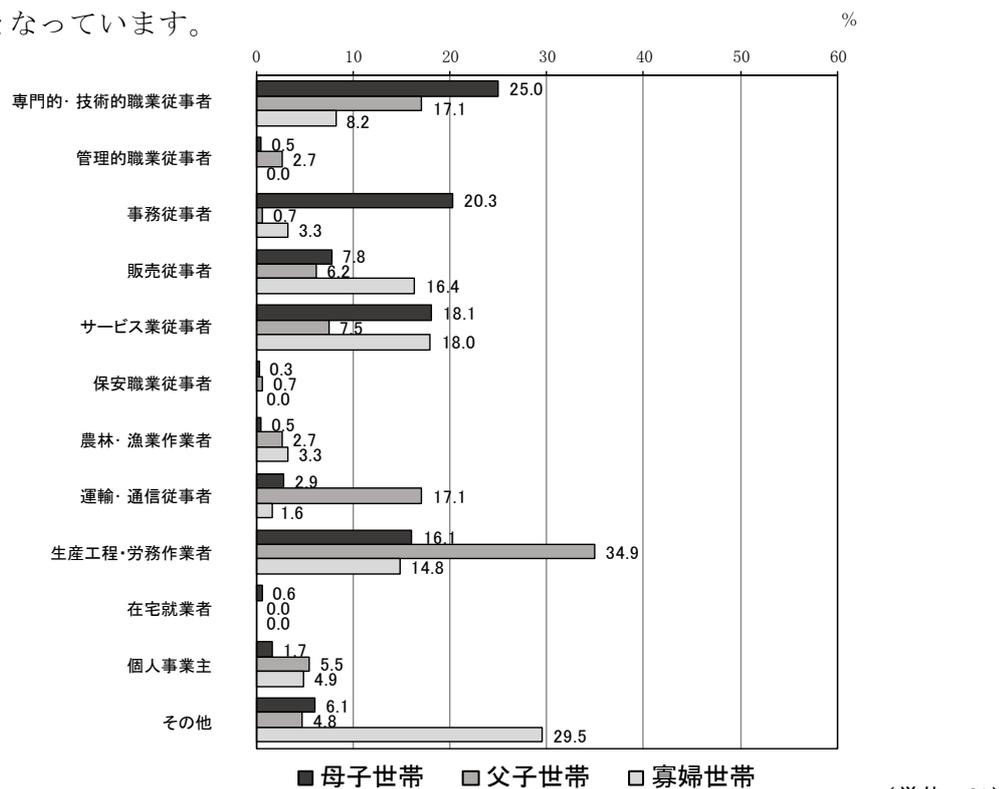
区分	調査年	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣社員	臨時・パート	内職	その他	仕事についていない
母子世帯	平成30年度	3.5	0.8	37.9	3.9	41.6	1.0	3.5	7.8
	平成25年度	2.1	1.1	37.3	4.3	41.7	1.1	4.9	7.6
父子世帯	平成30年度	21.7	3.3	58.6	6.6	5.3	—	1.3	3.3
	平成25年度	20.6	2.8	61.7	1.4	4.3	—	5.0	4.3
寡婦世帯	平成30年度	4.3	2.9	7.9	0.7	21.6	2.9	8.6	51.1
	平成25年度	5.6	2.1	8.5	1.4	26.1	4.2	7.7	44.4

(参考) 全国数値

区分	調査年	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣社員	臨時・パート	内職	その他	仕事についていない
母子世帯	平成28年度	3.4	0.5	44.2	4.6	43.8		2.5	9.4
	平成23年度	2.6	1.6	39.4	4.7	47.4		3.7	15.0
父子世帯	平成28年度	18.2	2.6	68.2	1.4	6.4		1.4	5.4
	平成23年度	15.6	1.4	67.2	2.0	8.0		4.3	5.3

② 仕事の職種

仕事の職種は母子世帯の母親では「専門的・技術的職業従事者」が25.0%で最も高く、「事務従事者」(20.3%)、「サービス業従事者」(18.1%)と続いています。父子世帯の父親では、「生産工程・労務作業者」が34.9%で最も高く、「専門的・技術的職業従事者」・「運輸・通信従事者」(17.1%)で続いています。寡婦では、「サービス業従事者」(18.0%)、「販売従事者」(16.4%)、「生産工程・労務作業者」(14.8%)となっています。



区分	調査年	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業者	運輸・通信従事者	生産工程・労務作業者	在宅就業者	個人事業主	その他
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
母子世帯	平成30年度	25.0	0.5	20.3	7.8	18.1	0.3	0.5	2.9	16.1	0.6	1.7	6.1
	平成25年度	23.2	0.5	24.9	9.9	19.5	—	0.2	0.7	13.1	0.7	1.2	6.2
父子世帯	平成30年度	17.1	2.7	0.7	6.2	7.5	0.7	2.7	17.1	34.9	—	5.5	4.8
	平成25年度	11.4	4.5	3.8	6.8	8.3	2.3	1.5	15.9	31.1	—	8.3	6.1
寡婦世帯	平成30年度	8.2	—	3.3	16.4	18.0	—	3.3	1.6	14.8	—	4.9	29.5
	平成25年度	20.0	—	13.3	15.0	18.3	—	6.7	—	10.0	5.0	1.7	10.0

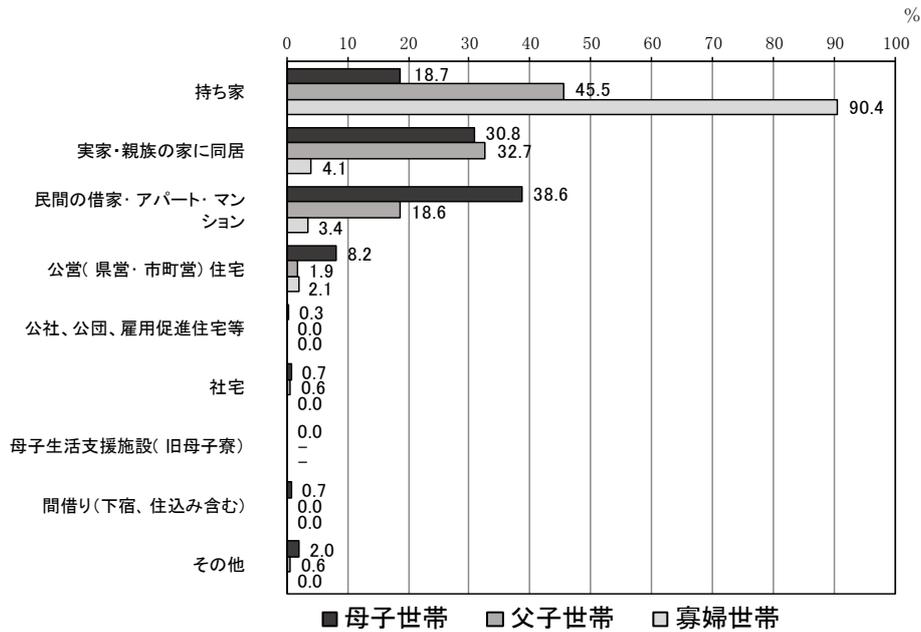
(参考) 全国数値

母子世帯	平成28年度	20.4	2.4	23.5	8.4	22.3	0.1	0.4	0.3	8.6	0.4	2.1	4.0
	平成23年度	18.1	1.5	21.8	9.4	23.0	0.2	0.4	0.5	8.6	0.2	1.5	6.3
父子世帯	平成28年度	20.5	9.8	4.3	4.6	11.0	1.2	5.8	6.6	10.1	0.3	5.5	0.6
	平成23年度	22.1	7.0	5.7	4.9	10.7	1.6	3.9	9.0	10.4	—	4.3	2.9

(7) 住居の状況

住居の状況は、「持ち家」が、父子世帯が45.5%、寡婦世帯が90.4%と
なっていますが、母子世帯では18.7%になっています。

母子世帯では、「民間の借家・アパート・マンション」が38.6%で最も高く、
「実家・親族の家に同居」(30.8%)、「持ち家」(18.7%)、「公営(県営・
市町営)住宅」(8.2%)と続いています。父子世帯では、「持ち家」に続いて、
「実家・親族の家に同居」(32.7%)、「民間の借家・アパート・マンション」
(18.6%)と続いています。



区分	調査年	持ち家	同居 実家・親族の家に	民間の借家・ア パート・マンシ ョン	住宅 公営(県営・市町 営)	雇用促進住宅等	公社、公団、 社宅	母子生活支援施設 (旧母子寮)	間借り(下宿、 住込み含む)	その他
母子世帯	平成30年度	18.7	30.8	38.6	8.2	0.3	0.7	-	0.7	2.0
	平成25年度	14.9	31.8	36.0	11.5	1.2	0.3	0.1	1.0	3.0
父子世帯	平成30年度	45.5	32.7	18.6	1.9	-	0.6	-	-	0.6
	平成25年度	51.0	27.2	12.9	3.4	0.7	1.4	-	-	3.4
寡婦世帯	平成30年度	90.4	4.1	3.4	2.1	-	-	-	-	-
	平成25年度	92.4	2.1	3.5	2.1	-	-	-	-	-

(参考) 全国数値

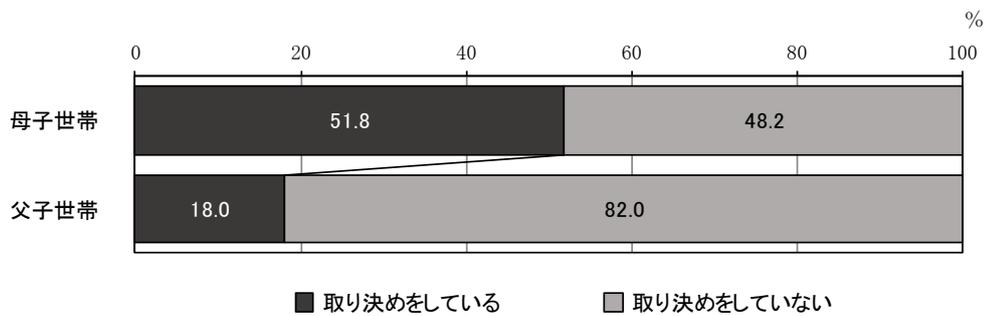
母子世帯	平成28年度	35.0	13.2	33.1	13.1	2.3	-	-	2.7
	平成23年度	29.8	11.0	32.6	18.1	2.5	-	-	5.9
父子世帯	平成28年度	68.1	10.4	11.4	7.4	0.2	-	-	2.0
	平成23年度	66.8	7.8	15.2	4.8	1.2	-	-	4.1

(8) 養育費の状況

① 養育費の取り決めの状況

養育費の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が51.8%、父子世帯では18.0%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「取り決めている」の割合が増加しています。



(単位：%)

区分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	平成30年度	51.8	48.2
	平成25年度	49.8	50.2
父子世帯	平成30年度	18.0	82.0
	平成25年度	28.6	71.4

(参考) 全国数値

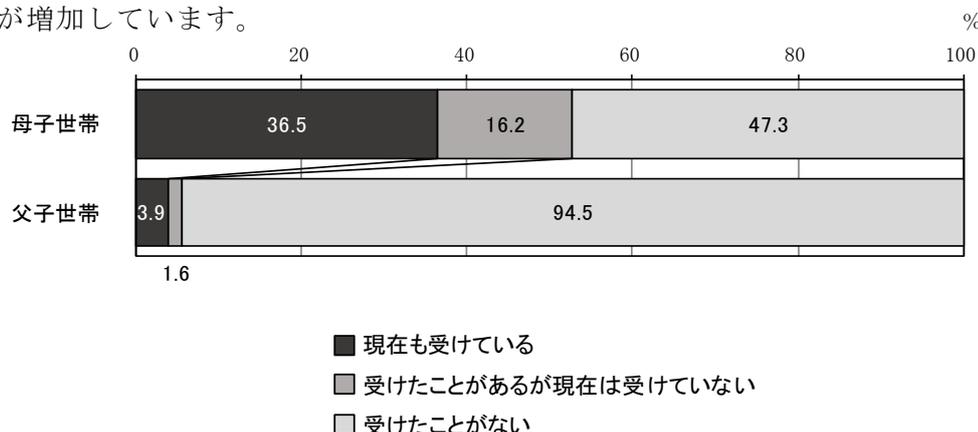
母子世帯	平成28年度	42.9	54.2
	平成23年度	37.7	60.1
父子世帯	平成28年度	20.8	74.4
	平成23年度	17.5	79.1

② 養育費の受給状況

養育費の受給状況について、母子世帯では「受けたことがない」の割合が47.3%、次いで「現在も受けている」の割合が36.5%、「受けたことがあるが現在は受けていない」の割合が16.2%となっています。

父子世帯では「受けたことがない」の割合が94.5%となっています。

前回調査と比較すると、母子世帯において、「現在も受けている」の割合が増加しています。



(単位: %)

区分	調査年	現在も受けている	受けたことがあるが現在は受けていない	受けたことがない
母子世帯	平成30年度	36.5	16.2	47.3
	平成25年度	28.9	17.5	53.7
父子世帯	平成30年度	3.9	1.6	94.5
	平成25年度	7.3	1.8	90.9

(参考) 全国数値

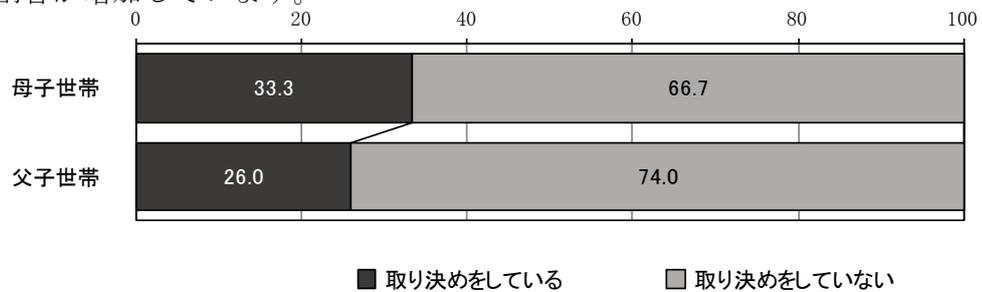
母子世帯	平成28年度	24.3	15.5	56.0
	平成23年度	19.7	15.8	60.7
父子世帯	平成28年度	3.2	4.9	86.0
	平成23年度	4.1	2.9	89.7

(9) 面会交流の状況

① 面会交流の取り決めの状況

面会交流の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が33.3%、父子世帯では26.0%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「取り決めている」の割合が増加しています。



(単位：%)

区 分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	平成 30 年度	33.3	66.7
	平成 25 年度	29.5	70.5
父子世帯	平成 30 年度	26.0	74.0
	平成 25 年度	31.3	68.8

(参考) 全国数値

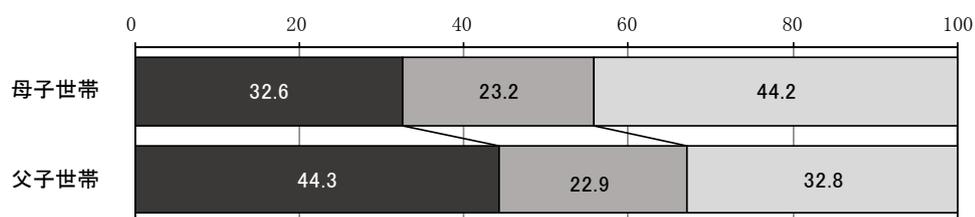
母子世帯	平成 28 年度	24.1	70.3
	平成 23 年度	23.4	73.3
父子世帯	平成 28 年度	27.3	66.9
	平成 23 年度	16.3	79.9

② 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、母子世帯では「面会交流を行ったことがない」の割合が44.2%、次いで「現在、面会交流を行っている」の割合が32.6%、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が23.2%となっています。

父子世帯では「現在、面会交流を行っている」の割合が44.3%、次いで「面会交流を行ったことがない」の割合が32.8%、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が22.9%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が増加しています。



- 現在、面会交流を行っている
- 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
- 面会交流を行ったことがない

(単位：%)

区分	調査年	現在、面会交流を行っている	過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	面会交流を行ったことがない
母子世帯	平成30年度	32.6	23.2	44.2
	平成25年度	30.6	20.9	48.5
父子世帯	平成30年度	44.3	22.9	32.8
	平成25年度	44.2	15.4	40.4

(参考) 全国数値

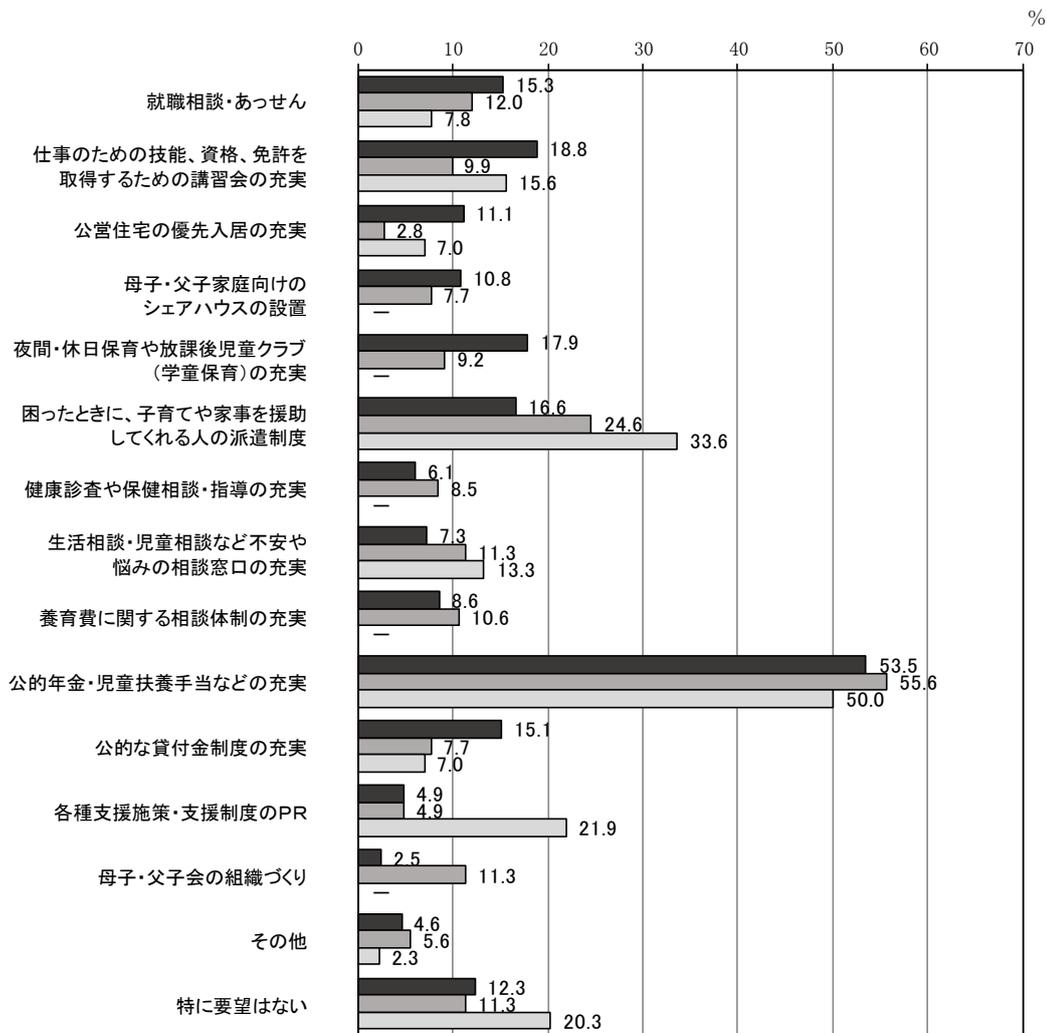
母子世帯	平成28年度	29.8	19.1	46.3
	平成23年度	27.7	17.6	50.8
父子世帯	平成28年度	45.5	16.2	32.8
	平成23年度	37.4	16.5	41.0

(10) 行政に対して希望すること

行政に対して希望することは、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が母子世帯で53.5%、父子世帯で55.6%、寡婦世帯で50.0%とすべての世帯において最も高くなっています。

次いで、母子世帯では「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(18.8%)、「夜間・休日保育や放課後児童クラブ(学童保育)の充実」(17.9%)、「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(16.6%)が続いています。

父子世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(24.6%)、「就職相談・あっせん」(12.0%)、「生活相談・児童相談など不安や悩みの相談窓口の充実」(11.3%)が続いています。また、寡婦世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(33.6%)、「各種支援施策・支援制度のPR」(21.9%)、「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(15.6%)となっています。



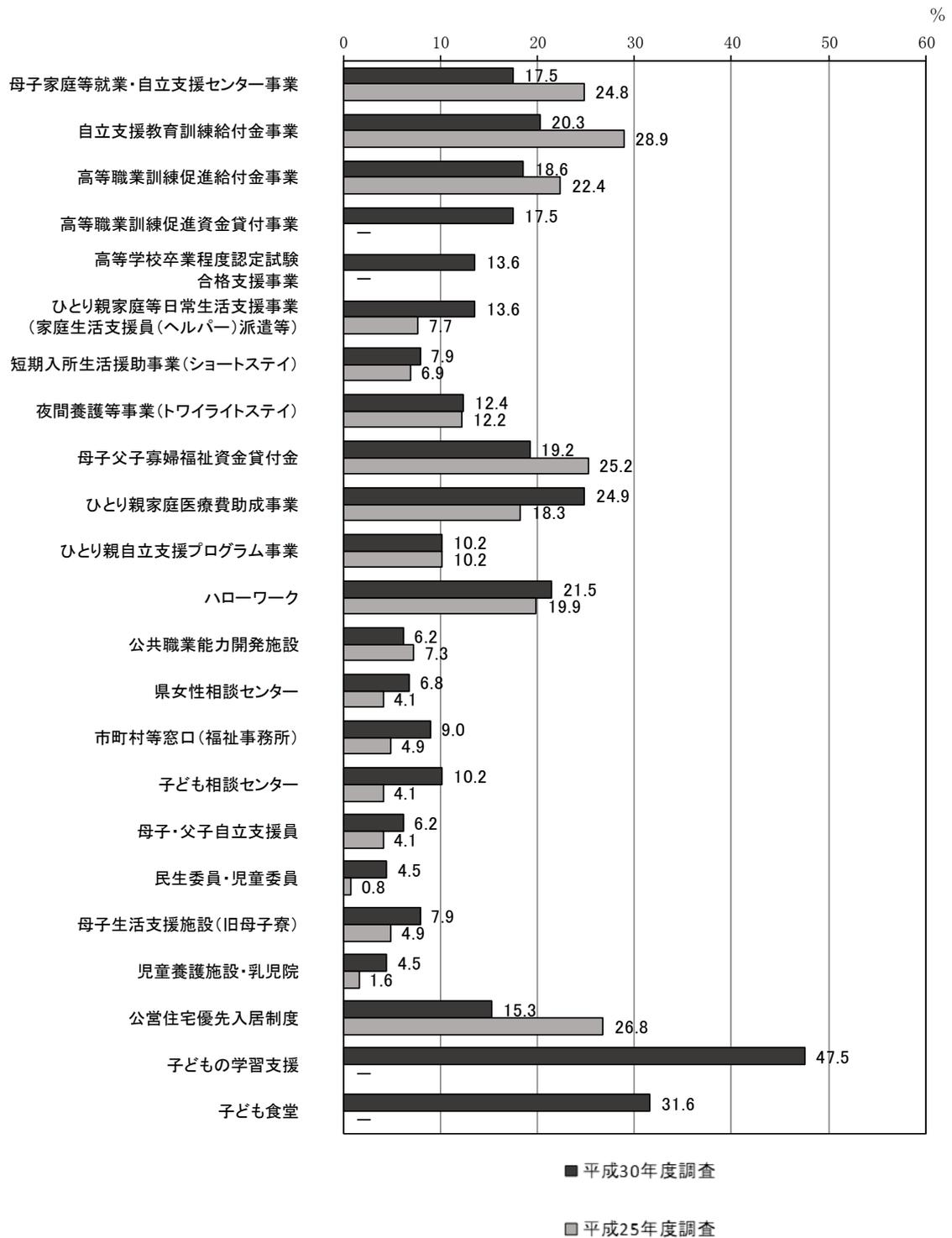
※寡婦では、図中「-」の選択肢なし

■ 母子世帯 ■ 父子世帯 □ 寡婦世帯

(11) 利用したいと考えている制度

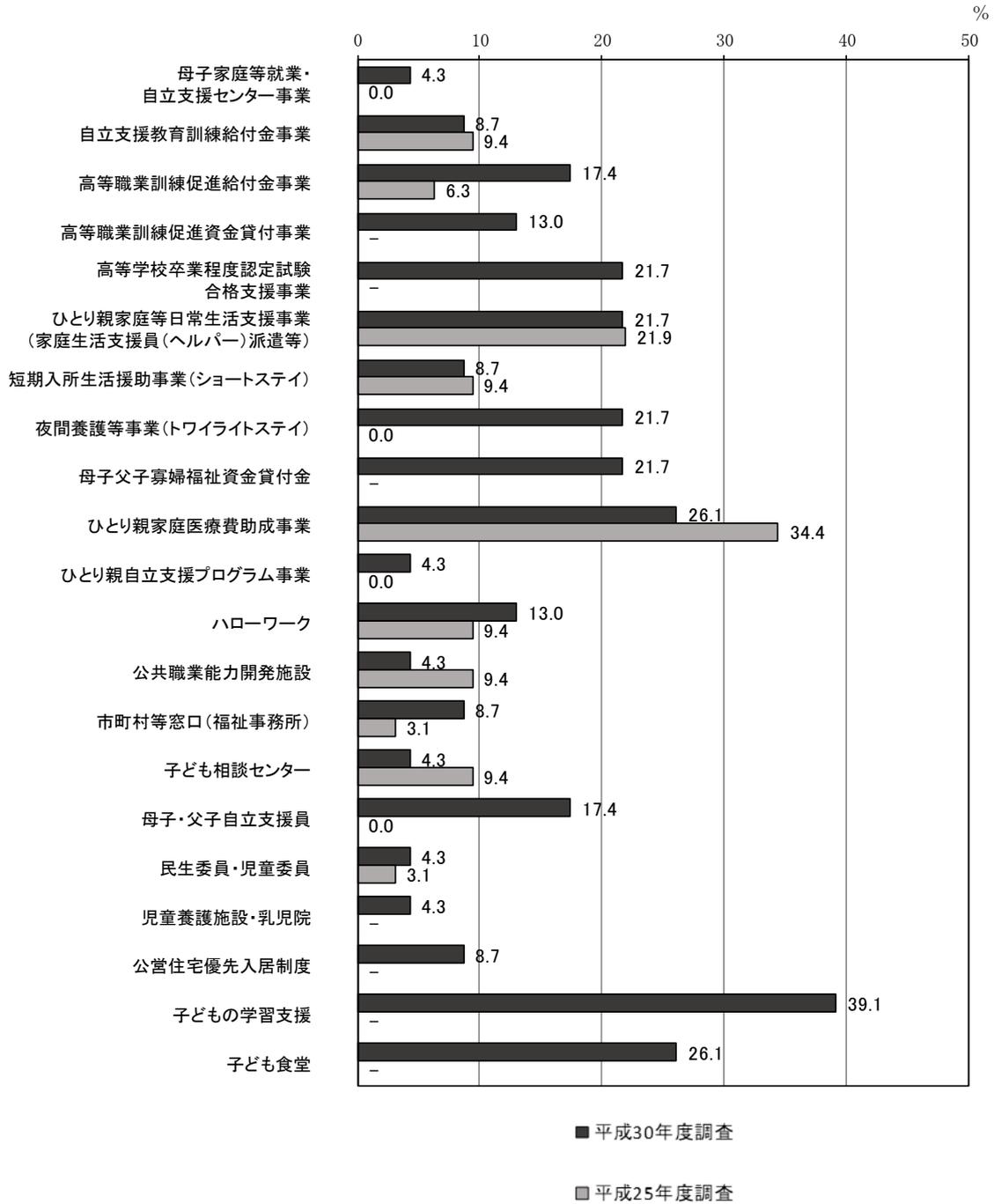
① 母子世帯

「子どもの学習支援」の割合が47.5%と最も高く、次いで「子ども食堂」の割合が31.6%、「ひとり親家庭医療費助成事業」の割合が24.9%となっています。



② 父子世帯

「子どもの学習支援」の割合が39.1%と最も高く、次いで「ひとり親家庭医療費助成事業」、「子ども食堂」の割合が26.1%となっています。



4 ひとり親家庭等を取り巻く課題

(1) 母子家庭

(現状)

母子家庭の母の平均年間就労収入は196万円となっており、困っていることについては、「生活費」が最も高く、就業者のうち41.6%が「臨時・パート」となっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が47.5%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が31.6%となっています。

また、養育費を「受けたことがない」及び「受けたことはあるが現在は受けていない」割合は63.5%、「面会交流を行ったことがない」及び「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合は67.4%となっています。

(課題)

母子家庭に対しては、より収入が高い就業を可能にするため、技能、資格取得のための講習会等の充実や、相談機能のさらなる拡充を図っていく必要があります。

また、子どもの健全育成を図るため、学習支援や子ども食堂のさらなる拡充を図るとともに、養育費確保や面会交流の実施の促進を図る必要があります。

(2) 父子家庭

(現状)

父子家庭の父の平均年間就労収入は324万円と母子家庭の母と比較すると高くなっていますが、困っていることについては、「生活費」が最も高く、母子家庭の母と比較して「家事」が大幅に高くなっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる派遣制度」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が39.1%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が26.1%となっています。

面会交流の状況については、「取り決めをしていない」割合が74.0%、「面会交流を行ったことがない」及び「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合が55.7%となっています。

(課題)

父子家庭に対しては、仕事と家事の両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

また、子どもの健全育成を図るため、学習支援や子ども食堂のさらなる拡充を図るとともに、子どもの安心感や自尊心を育むため、面会交流の取り決めや実施の促進を図る必要があります。

(3) 寡婦

(現状)

寡婦の年齢は、70歳以上が65%となっています。

困っていることについては、「自分や家族の健康」が最も高くなっています。

行政に対する要望については、母子家庭や父子家庭に比べ「各種支援施策・支援制度のPR」が高くなっています。

(課題)

寡婦に対しては、各種支援施策・支援制度のPRについての要望が高くなっていることから情報提供を積極的に行っていくとともに、地域における団体の活動を支援し、連携強化を図っていく必要があります。

第4章 基本理念及び施策の柱

1 基本理念

岐阜県のひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

2 施策の柱

本県におけるひとり親家庭等の状況を分析したうえで、より安定した子育てや就業、生活ができるよう支援するために、以下の6つを施策の柱とし、総合的に推進します。

なお、調査結果より、依然として収入面の不安定さが判明し、その支援や施策の周知について強化していく必要があるとともに、養育費や面会交流の取り決め及び実施について、さらなる支援が必要であるため、1、2及び3について重点的に取り組みます。

1 相談機能及び情報提供の強化

ひとり親家庭等の子育て、生活に関する悩みや就業に関する悩みについて相談を受け、支援サービス等の情報を提供するとともに、支援実施機関と連携をとることにより相談機能及び情報提供の強化を図ります。

2 就業支援の促進

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、職業能力向上のための講習会の開催や、講座受講に対する支援、就業情報の提供や就職あっせん等の就業支援に取り組みます。また、ひとり親家庭等に対する社会的な理解の促進を図り、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境づくりに向けて、企業や関係機関と連携を深めていきます。

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

離婚によって別に生活することとなっても子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもにとっての生活の安定や子どもの健やかな成長を図るため、養育費の確保に対する相談体制の充実を図るとともに、面会交流支援に取り組みます。

また、養育費の確保や面会交流に関する取り決めの促進が重要であることの社会認識が進むよう広報・啓発を実施します。

4 子育て支援及び生活支援

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービス等の充実による子育て支援を図ります。

また、貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭の子ども等が利用する学習支援や子ども食堂に対する支援の充実を図ります。

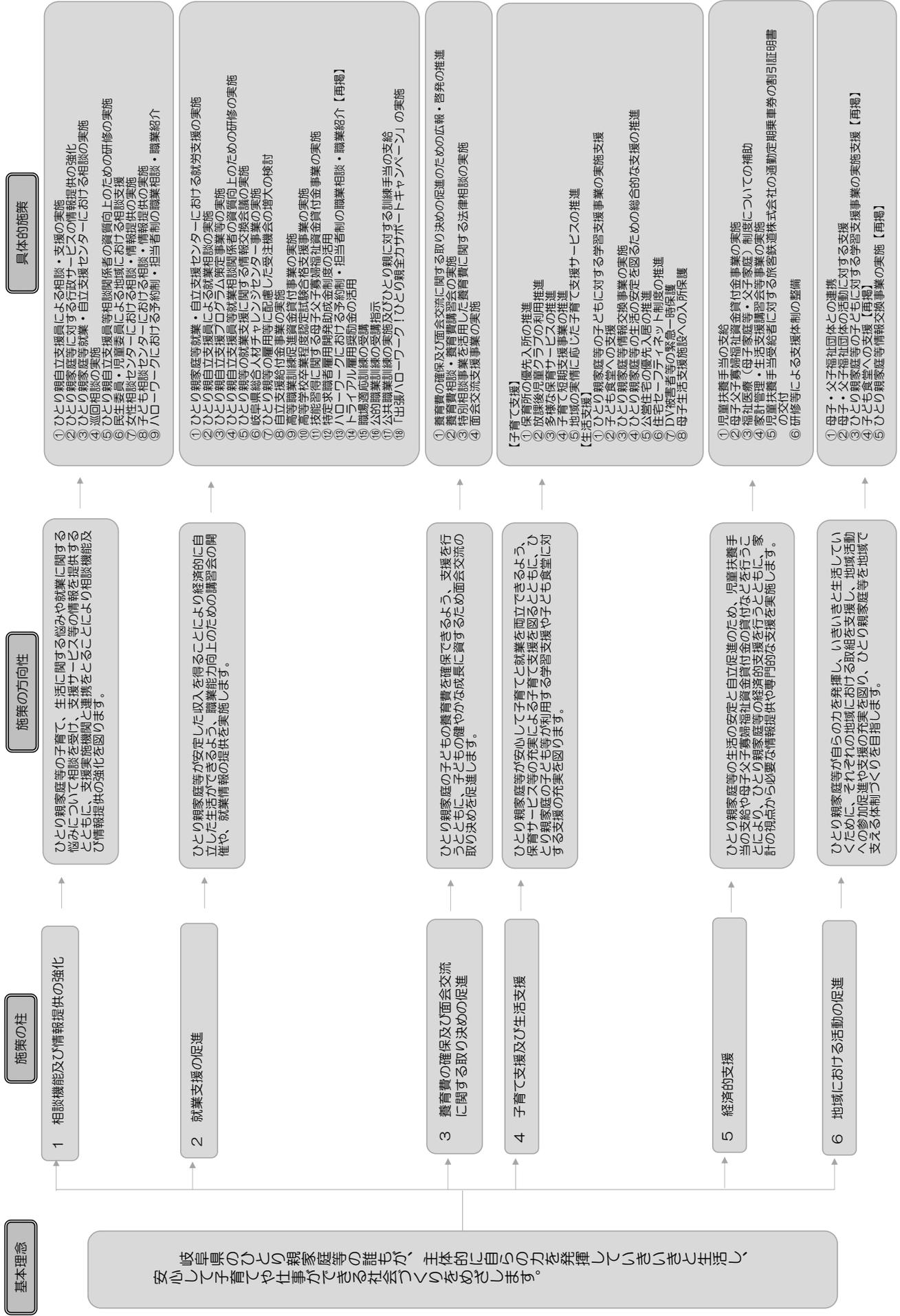
5 経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を実施します。

6 地域における活動の促進

ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域における取組を支援し、地域活動への参加促進や支援の充実を図り、ひとり親家庭等を地域で支える体制づくりを目指します。

施策の体系



基本理念

岐阜県のひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

施策の柱

1 相談機能及び情報提供の強化

2 就業支援の促進

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

4 子育て支援及び生活支援

5 経済的支援

6 地域における活動の促進

施策の方向性

ひとり親家庭等の子育て、生活に関する悩みや就業に関する悩みについて相談を受け、支援サービス等の情報を提供することともに、支援実施機関と連携をとることにより相談機能及び情報提供の強化を図ります。

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、就業能力向上のための講習会の開催や、就業情報の提供を実施します。

ひとり親家庭の子どもたちの養育費を確保できるよう、支援を行うとともに、子どもの健やかな成長に資するため面会交流の取り決めの促進を図ります。

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、児童福祉サービス等の充実による子育て支援を図るとともに、ひとり親家庭の子ども等が利用する学習支援や子ども食堂に対する支援の充実を図ります。

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童福祉手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行うこととともに、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的支援を実施します。

ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域における取組を支援し、地域活動への参加促進や支援の充実を図り、ひとり親家庭等を地域で支える体制づくりを目指します。

具体的施策

- ① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施
- ② ひとり親家庭等に対する行政サービス等の情報提供の強化
- ③ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談の実施
- ④ 巡回相談の実施
- ⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の資質向上のための研修の実施
- ⑥ 民生委員・児童委員による地域における相談支援
- ⑦ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施
- ⑧ 子ども相談センターにおける相談・情報提供の実施
- ⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介

- ① ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援の実施
- ② ひとり親自立支援員による就業相談の実施
- ③ ひとり親自立支援センターから特定事業者等への実施
- ④ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上のための研修の実施
- ⑤ ひとり親等の就業支援に関する情報交換会等の実施
- ⑥ 岐阜県総合人材チャレンジセンター事業の実施
- ⑦ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討
- ⑧ 自立支援訓練促進資金貸付事業の実施
- ⑨ 高等職業訓練促進認定試験合格支援事業の実施
- ⑩ 技能取得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施
- ⑪ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用
- ⑫ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介【再掲】
- ⑬ トライアル雇用奨励金の活用
- ⑭ 職場適応訓練の受講
- ⑮ 公的職業訓練の受講指示
- ⑯ 公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当の支給
- ⑰ 「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」の実施

- ① 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進のための広報・啓発の推進
- ② 養育費相談・養育費講習会の実施
- ③ 養育費相談事業を活用した養育費に関する法律相談の実施
- ④ 面会交流支援事業の実施

- 【子育て支援】
- ① 保育所の優先入所の推進
 - ② 放課後児童クラブの利用推進
 - ③ 多様な保育サービスへの推進
 - ④ 子育て短期支援事業の推進
 - ⑤ 地域の実情に合った子育て支援サービスの推進
- 【生活支援】
- ① ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援
 - ② 子ども食堂への支援
 - ③ ひとり親家庭等情報交換事業の実施
 - ④ ひとり親家庭等の生活の安定を図るための総合的な支援の推進
 - ⑤ 公営住宅の優先入居の推進
 - ⑥ 住居セーフティネット制度の推進
 - ⑦ DV被害者等の緊急一時保護
 - ⑧ 母子生活支援施設への入所保護

- ① 児童福祉手当の支給
- ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施
- ③ 福祉医療（母子家庭等）制度についての補助
- ④ 家計管理・生活支援講習会等事業の実施
- ⑤ 児童福祉手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割当証明書の交付
- ⑥ 研修等による支援体制の整備

- ① 子ども・父子福祉団体との連携
- ② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援
- ③ ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援【再掲】
- ④ 子ども・親戚等への支援【再掲】
- ⑤ ひとり親家庭等情報交換事業の実施【再掲】

第5章 具体的施策

1 相談機能及び情報提供の強化

具体的施策	対象者		実施主体						
	ひとり親	寡婦							
<p>① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施</p> <p>県及び市の福祉事務所等に配置されたひとり親自立支援員がひとり親家庭等の生活、子育て、就業等の各種相談を受け付ける総合的な窓口として、自立に向けた支援を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>市（福祉事務所）※岐阜市除く</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（平成30年度末時点）</p>	配置場所	人数	県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）	9人	市（福祉事務所）※岐阜市除く	31人	○	○	県・市
配置場所	人数								
県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）	9人								
市（福祉事務所）※岐阜市除く	31人								
<p>② ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化</p> <p>児童扶養手当等の認定手続きや現況届時などの機会をとらえ、各市町村窓口等を通じて、ひとり親家庭等に対する行政サービスをわかりやすく説明した、リーフレットを配布するなどして情報提供を行います。 また、支援情報・育児情報等の総合的な情報についてホームページやSNSを活用した情報発信を行います。</p>	○	○	県						
<p>③ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、情報提供の充実 <p>相談員が就業に関する相談を中心に養育費相談やその他の相談にも応じ、適切な助言や情報提供等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施 <p>離婚・親権等の問題、消費者金融や悪徳商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施し、ひとり親家庭等の不安を取り除きます。</p>	○	○	県						
<p>④ 巡回相談の実施</p> <p>相談窓口で相談する機会が得られにくいひとり親の方からの相談を広く受け付けることを目的として、ハローワークと連携し、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期に合わせ巡回相談を行います。</p>	○	○	県・市						
<p>⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>高度化しているひとり親からの相談に対応するため、ひとり親自立支援員等相談関係者が専門的な視点を持ちつつ寄り添い型の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を実施します。 特に、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや県女性相談センター、ひとり親自立支援員等様々な機関で相談対応する相談員が情報交換を行い、互いに連携を強めることができる合同研修会を実施します。</p>	○	○	県						

⑥ 民生委員・児童委員による地域における相談支援			
民生委員・児童委員が担当区域のひとり親家庭等の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が的確にひとり親家庭等の相談に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行います。	○	○	県
⑦ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施			
女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談員等と一緒に考え、助言や情報を提供するほか、心理カウンセリングなどを行います。また、配偶者からの暴力に悩む女性からの相談、保護を行い、自立に向けた支援を実施します。	○ (母子のみ)	○	県
⑧ 子ども相談センターにおける相談・情報提供の実施			
悩みを持っている子ども自身、親や家族、保育所や学校、地域の方から子どもについてあらゆる相談に応じ、共に考え、援助します。	○	—	県
⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介			
ハローワークでは、仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行います。予約制・担当者制となっており、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援します。	○	○	国

2 就業支援の促進

具体的施策	対象者		実施主体						
	ひとり親	寡婦							
<p>① ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援の実施</p> <p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等の就業サービスを行い、ひとり親等の自立支援をすることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就業支援事業（相談・情報提供） <p style="margin-left: 20px;">センターの就業支援員が、個々の家庭の状況、職業能力の適正、訓練の必要性等の就業カウンセリングに基づいた助言を行い、就業に関する必要な情報提供を行います。</p> • 就業支援講習会 <p style="margin-left: 20px;">ひとり親等を対象にキャリアアップや就業に結びつけるため、「介護福祉士実務者研修」や「医療事務」、「パソコン」等の技能取得講習会を実施し、より良い条件の就業につなげるための支援を行います。</p> <p style="margin-left: 20px;">[目標となる指標]</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">項目</th> <th style="padding: 5px;">現状（H31.3）</th> <th style="padding: 5px;">目標（R6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">就業支援講習会 受講者数</td> <td style="padding: 5px;">63人</td> <td style="padding: 5px;">90人</td> </tr> </tbody> </table> • 就業支援セミナー <p style="margin-left: 20px;">就職経験がない、もしくは就業に不安を感じているひとり親等を対象に就職準備や離転職に関する基本知識の習得や不安の解消を目的とした就業支援セミナーを実施します。</p> • 「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業 <p style="margin-left: 20px;">ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、電子メール等を利用して就業に有効な情報を提供します。</p> • ハローワークと連携した就業支援の実施 <p style="margin-left: 20px;">ハローワークが保有する就業情報に直接アクセスし、より早い情報収集に努め、個々の状況、ニーズに応じた就業支援を実施します。</p> 	項目	現状（H31.3）	目標（R6年度）	就業支援講習会 受講者数	63人	90人	○	○	県
項目	現状（H31.3）	目標（R6年度）							
就業支援講習会 受講者数	63人	90人							
<p>② ひとり親自立支援員による就業相談の実施</p> <p>県・市福祉事務所等のひとり親自立支援員がひとり親等の個々の状況を詳しく聞き取り、寄り添い型のきめ細やかな就業支援を行います。</p>	○	○	県・市						
<p>③ ひとり親自立支援プログラム策定事業等の実施</p> <p>ひとり親等と個別に面接し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し就業意欲の醸成を図るとともに、ハローワーク等とも連携しながら確実に就業につなげます。</p>			国・県						

<p>・ひとり親自立支援プログラムに基づく資格取得・スキルアップ支援</p> <p>「高等職業訓練促進給付金」あるいは、「自立支援教育訓練給付金」または「ひとり親家庭等就業・自立支援センター講習会」等資格取得・スキルアップの支援制度を活用を図ります。また本人の意向を確認の上必要に応じて、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく支援事業につなぎ、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援が受けられるようにすることで、確実な就業を支援していきます。</p> <p>・生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業に向けた支援事業の活用等</p> <p>生活保護受給者等であるひとり親等に対し、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業支援の活用やハローワークにおいて「公共職業訓練の受講あっせん」を受けて資格取得・スキルアップをしたり、「トライアル雇用」等を実施した後、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援を行っていきます。</p>	○	○	国・ 県・市 (プログラム 策定は、県・ 市で実施。そ の後、支援に 合わせ国と連 携)
<p>④ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上のための研修の実施</p> <p>専門的な視点できめ細やかな就業支援が行えるよう、ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上を図るため研修を行います。</p>	○	○	県
<p>⑤ ひとり親等の就業支援に関する情報交換会議の実施</p> <p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワークをはじめ、ひとり親等の就業を支援する関係機関が連携を図るため、定期的に情報交換会議を開催し、効果的な支援の検討や情報交換を行います。</p>	○	○	県
<p>⑥ 岐阜県総合人材チャレンジセンター事業の実施</p> <p>若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談にキャリアカウンセラーが対応します。 職業紹介を行うハローワークを併設し、一体的に支援します。 就職に必要な基礎知識、就職活動のノウハウなどを提供しています。</p>	○	○	県
<p>⑦ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討</p> <p>ひとり親等の雇用の促進に向け、各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、受注機会の増大を推進します。</p>	○	○	県
<p>⑧ 自立支援給付金事業の実施</p> <p>就業に結び付きやすい資格取得を目的に、養成機関で修業する際、その期間中の生活の不安から意欲があっても足踏みしてしまうことのないよう下記の自立支援給付金事業を通して安定した修業環境を提供します。</p> <p>・自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練終了後に給付金を支給することにより、自立の促進を図ります。</p> <p>【対象講座】</p> <p>雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等</p>			

【支給額】

- ・一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格でない者
受講に要した経費の60%（支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
- ・専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者
受講に要した経費の60%（支給上限80万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
- ・雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額
- ・高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親が看護師や保育士など、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関に1年以上修業する場合に、生活の経済的負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象資格】

法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムが必要とされる資格

【支給期間】

修業する全期間（上限48か月）

【支給額】

- ・高等職業訓練促進給付金
市町村民税非課税世帯 月額100,000円（修業最終年次は月額140,000円）
市町村民税課税世帯 月額 70,500円（修業最終年次は月額110,500円）
- ・高等職業訓練修了支援給付金
市町村民税非課税世帯 50,000円
市町村民税課税世帯 25,000円

[目標となる指標]

項目	現状(H31.3)	目標 (R6年度末)
高等職業訓練促進給付金受給者数	142人	180人

○

—

県・市

⑨ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親の自立の促進を図ります。

【貸付額】

- ・入学準備金 養成機関入学時に貸付 上限50万円
- ・就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合に貸付 上限20万円

【返還免除規定】

- ・養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、県内において5年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

○

○

県

<p>⑩ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施</p> <p>高等学校を卒業していないひとり親又は子が、高等学校を卒業した者と同程度の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、また、試験に合格した場合に、受講費用の負担を軽減するため、給付金を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了時給付金 受講費用の4割 上限10万円 ・合格時給付金 受講費用の2割 受講修了時給付金と合わせ上限15万円 	○	○	県・市
<p>⑪ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施</p> <p>ひとり親等が経済的自立を図ることができるよう、技能修得をするための資金を貸付けます。</p>	○	○	県
<p>⑫ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用</p> <p>就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援します。</p>	○	—	国
<p>⑬ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介（きめ細かなマッチング・個別求人開拓）【再掲】</p> <p>職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業まで一貫して支援しています。</p>	○	○	国
<p>⑭ トライアル雇用奨励金の活用</p> <p>職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、一定期間試用雇用する事業主に対して助成金を支給する制度により、その後の常用雇用へつながる支援をします。</p>	○	○	国
<p>⑮ 職場適応訓練の受講</p> <p>実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をします。</p>	○	○	国
<p>⑯ 公的職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講指示</p> <p>個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公的職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をします。</p>	○	○	国
<p>⑰ 公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当の支給</p> <p>公共職業訓練受講期間中の生活保障となる訓練手当の支給により、ひとり親の職業訓練の受講機会の拡大及び職業技能の習得を支援します。</p>	○	—	県
<p>⑱ 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施</p> <p>児童扶養手当の現況届を提出する8月にハローワークとひとり親家庭等就業・自立支援センターが連携し、出張相談を実施します。</p>	○	○	国

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
<p>① 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進のための広報・啓発の推進</p> <p>離婚によって別に生活する世帯となっても子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもにとっての生活の安定、子どもの健やかな成長を図るために、養育費の確保や面会交流に関する取り決めの促進が重要であることについての社会認識が進むよう、関係団体等と連携して広報・啓発を行います。</p>	○	—	県
<p>② 養育費相談・養育費講習会の実施</p> <p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置して相談に応じるとともに、養育費確保に向け、養育費相談支援センターや弁護士等と連携し、講習会を開催します。</p>	○	—	県
<p>③ 特別相談事業を活用した養育費に関する法律相談の実施</p> <p>一般相談では解決しにくい、法律上の問題等について、弁護士等専門家による養育費相談を実施します。</p>	○	—	県
<p>④ 面会交流支援事業の実施</p> <p>面会交流支援事業を適切に実施することにより、子どもの生活や精神面の安定、健やかな成長を図ります。また、別居親が子どもの成長を見守ることにより、実親としての養育の責務を果たすことや子どもの養育費を支払う意欲へつなげます。</p>	○	—	県

4 子育て支援及び生活支援

子 育 て 支 援																		
具体的施策	対象者		実施主体															
	ひとり親	寡婦																
<p>① 保育所の優先入所の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">ひとり親家庭の児童の保育所の優先入所を支援し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。</p>	○	—	市町村															
<p>② 放課後児童クラブの利用推進</p> <p style="margin-left: 20px;">仕事と子育ての両立支援及び児童の放課後の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」にひとり親家庭の児童の優先入所を促進し、ひとり親家庭の就業を図ります。</p> <p style="margin-left: 20px;">[目標となる指標]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R1.5.1)</th> <th style="text-align: center;">目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ等の利用可能校区数</td> <td style="text-align: center;">362校区</td> <td style="text-align: center;">ニーズのある全小学校区</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ等を午後5時半を超えて開設している市町村数</td> <td style="text-align: center;">40市町村</td> <td style="text-align: center;">42市町村</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブへ登録できなかった児童数(待機児童数)</td> <td style="text-align: center;">104人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R1.5.1)	目標 (R6年度末)	放課後児童クラブ等の利用可能校区数	362校区	ニーズのある全小学校区	放課後児童クラブ等を午後5時半を超えて開設している市町村数	40市町村	42市町村	放課後児童クラブへ登録できなかった児童数(待機児童数)	104人	0人	○	—	市町村			
項目	現状 (R1.5.1)	目標 (R6年度末)																
放課後児童クラブ等の利用可能校区数	362校区	ニーズのある全小学校区																
放課後児童クラブ等を午後5時半を超えて開設している市町村数	40市町村	42市町村																
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数(待機児童数)	104人	0人																
<p>③ 多様な保育サービスの推進</p> <p style="margin-left: 20px;">社会情勢や就業形態の多様化や、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図ります。</p> <p style="margin-left: 20px;">[目標となる指標]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状</th> <th style="text-align: center;">目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育(保育時間11時間を超えての保育)を実施している保育所数</td> <td style="text-align: center;">339箇所 (H31.4.1)</td> <td style="text-align: center;">340箇所</td> </tr> <tr> <td>休日保育を実施している市町村数</td> <td style="text-align: center;">11市町 (H31.4.1)</td> <td style="text-align: center;">ニーズのある全市町村</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育を実施している市町村数</td> <td style="text-align: center;">39市町村 (R1.5.1)</td> <td style="text-align: center;">42市町村</td> </tr> <tr> <td>一時預かりを実施している保育所等の数</td> <td style="text-align: center;">262箇所 (R1.5.1)</td> <td style="text-align: center;">286箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	目標 (R6年度末)	延長保育(保育時間11時間を超えての保育)を実施している保育所数	339箇所 (H31.4.1)	340箇所	休日保育を実施している市町村数	11市町 (H31.4.1)	ニーズのある全市町村	病児・病後児保育を実施している市町村数	39市町村 (R1.5.1)	42市町村	一時預かりを実施している保育所等の数	262箇所 (R1.5.1)	286箇所	○	—	市町村
項目	現状	目標 (R6年度末)																
延長保育(保育時間11時間を超えての保育)を実施している保育所数	339箇所 (H31.4.1)	340箇所																
休日保育を実施している市町村数	11市町 (H31.4.1)	ニーズのある全市町村																
病児・病後児保育を実施している市町村数	39市町村 (R1.5.1)	42市町村																
一時預かりを実施している保育所等の数	262箇所 (R1.5.1)	286箇所																
<p>④ 子育て短期支援事業の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">保護者の疾病、疲労などによる身体的・精神的負担を軽減する必要がある場合や仕事等の理由により、一時的又は数日間の養育支援等のニーズが生じた際に、児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活援助(ショートステイ)事業や夜間養護(トワイライト)事業等を実施する市町村の実施数の増加を図ります。</p> <p style="margin-left: 20px;">[目標となる指標]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R1.5.1)</th> <th style="text-align: center;">目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートステイを実施している市町村数</td> <td style="text-align: center;">29市町</td> <td style="text-align: center;">34市町村</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイを実施している市町村数</td> <td style="text-align: center;">21市町</td> <td style="text-align: center;">26市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R1.5.1)	目標 (R6年度末)	ショートステイを実施している市町村数	29市町	34市町村	トワイライトステイを実施している市町村数	21市町	26市町村	○	—	市町村						
項目	現状 (R1.5.1)	目標 (R6年度末)																
ショートステイを実施している市町村数	29市町	34市町村																
トワイライトステイを実施している市町村数	21市町	26市町村																

⑤ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進															
<p>各市町村で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターや子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点事業、子どもを預けたい人と子どもを預かる人が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポートセンター事業等、地域の実情に応じた子育て支援サービスの活用促進を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1" data-bbox="193 421 943 748"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)設置市町村数</td> <td>26市町 (R1.9.1)</td> <td>42市町村</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点施設を設置している市町村数</td> <td>40市町村 (R1.5.1)</td> <td>42市町村</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数</td> <td>33市町 (R1.5.1)</td> <td>42市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	目標 (R6年度末)	子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)設置市町村数	26市町 (R1.9.1)	42市町村	地域子育て支援拠点施設を設置している市町村数	40市町村 (R1.5.1)	42市町村	ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数	33市町 (R1.5.1)	42市町村	○	—	市町村
項目	現状	目標 (R6年度末)													
子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)設置市町村数	26市町 (R1.9.1)	42市町村													
地域子育て支援拠点施設を設置している市町村数	40市町村 (R1.5.1)	42市町村													
ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数	33市町 (R1.5.1)	42市町村													
生活支援															
具体的施策	対象者		実施主体												
	ひとり親	寡婦													
① ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援															
<p>ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村を支援します。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1" data-bbox="193 1160 943 1285"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (H31.3)</th> <th>目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援事業を実施する市町村数</td> <td>13市町</td> <td>30市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (H31.3)	目標 (R6年度末)	学習支援事業を実施する市町村数	13市町	30市町村	○	—	県・市町村						
項目	現状 (H31.3)	目標 (R6年度末)													
学習支援事業を実施する市町村数	13市町	30市町村													
② 子ども食堂への支援															
<p>ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての子ども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1" data-bbox="193 1563 943 1688"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (H31.3)</th> <th>目標 (R6年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども食堂を実施又は支援する市町村数</td> <td>6市町</td> <td>25市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (H31.3)	目標 (R6年度末)	子ども食堂を実施又は支援する市町村数	6市町	25市町村	○	—	県・市町村						
項目	現状 (H31.3)	目標 (R6年度末)													
子ども食堂を実施又は支援する市町村数	6市町	25市町村													
③ ひとり親家庭等情報交換事業の実施															
<p>ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。</p>	○	○	県												

④ ひとり親家庭等の生活の安定を図るための総合的な支援の推進			
ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助などの実施を推進するほか、ひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とした、ひとり親家庭等生活向上事業の実施を推進します。	○	○	県・市町村
⑤ 公営住宅の優先入居の推進			
生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅へのひとり親世帯の優先入居制度を実施します。	○	—	県・市
⑥ 住宅セーフティネット制度の推進			
子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や、居住支援を行う法人の指定を推進します。	○	—	県・市
⑦ DV被害者等の緊急一時保護			
DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児（者）を、遠隔地、深夜等の理由で女性相談センターへ移送することが困難である場合に、翌日等に女性相談センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設で緊急一時保護を行います。	○ <small>(母子のみ)</small>	—	県
⑧ 母子生活支援施設への入所保護			
死別や離婚等により居住先がない、DVからの避難・保護などの困難を抱えた母子家庭等が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭等を母子生活支援施設において保護するとともに、自立促進のための体制づくりを福祉事務所等関係機関とも連携し、支援します。	○ <small>(母子のみ)</small>	—	県・市

5 経済的支援

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
<p>① 児童扶養手当の支給</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、市町村と連携して児童扶養手当の制度の周知徹底を図るとともに、適正な支給を行います。</p> <p>【児童扶養手当支給額（月額）】 平成31年4月現在</p> <p>所得制限の規定があり、前年度の所得により支給額が決定されます。</p> <p>第1子 月額 42,910円～10,120円 第2子 月額 10,040円～5,070円 第3子 月額 6,020円～3,040円</p> <p>※前年度の所得が一定以上の場合支給停止となります。</p>	○	—	県・市
<p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施</p> <p>経済的自立の助成や生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けを行います。</p> <p>【資金の種類】</p> <p>① 事業開始資金 ② 事業継続資金 ③ 修学資金 ④ 技能習得資金 ⑤ 修業資金 ⑥ 就職支度資金 ⑦ 医療介護資金 ⑧ 生活資金 ⑨ 住宅資金 ⑩ 転宅資金 ⑪ 就学支度資金 ⑫ 結婚資金</p>	○	○	県
<p>③ 福祉医療（母子家庭等・父子家庭）制度についての補助</p> <p>ひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付します。</p> <p>※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童及び父母のいない18歳到達後の年度末までの児童 父子家庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童</p>	○	—	県・市町村
<p>④ 家計管理・生活支援講習会等事業の実施</p> <p>ひとり親家庭等からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を行うとともに、家計管理や自立につながる内容の講習会を実施します。</p>	○	○	県
<p>⑤ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書の交付</p> <p>生活の安定を図り、就業・修業支援を行うため、児童扶養手当受給者に対し、旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書を交付します。</p>	○	—	市町村
<p>⑥ 研修等による支援体制の整備</p> <p>児童扶養手当の給付事務や母子父子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めます。</p>	○	○	県

6 地域における活動の促進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 母子・父子福祉団体との連携	○	○	県・市町村
母子・父子福祉団体に対し、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携するなど、行政情報の提供を積極的に行い、ひとり親家庭等支援の増進に努めます。			
② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援	○	○	県
(一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会の団体活動に対する支援として「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付します。			
③ ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援【再掲】	○	—	県・市町村
ひとり親家庭の子どもなど、支援に必要な子どもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村を支援します。			
④ 子ども食堂への支援【再掲】	○	—	県・市町村
ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての子ども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。			
⑤ ひとり親家庭等情報交換事業の実施【再掲】	○	○	県
ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。			

第6章 計画の推進

1 国、県、市町村、関係団体との役割及び分担

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、本計画の推進にあたっては、国、市町村、さらには母子・父子福祉団体等の関係団体と適切に役割を分担しながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

特に「就業支援の促進」に関しては、県商工労働部、ハローワークなどひとり親家庭等の就業支援に関する情報交換会議を定期的を開催するなど、ひとり親家庭等に対する効果的な支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていく必要があります。

(1) 国の役割

- ① ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行い、効果的な政策展開のための調査・研究の実施、ひとり親家庭等に係る施策の普及啓発、関係者の研修等を行うこととされています。
- ② 県が市におけるひとり親家庭等施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、県及び市の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、県や市町村に対する支援を行うこととされています。

(2) 県の役割

- ① 本計画に基づき、ひとり親家庭等の自立支援に向けた総合的な施策を展開します。
- ② 広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、連携や支援を図ります。
- ③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施するにあたり、県商工労働部、ハローワーク等関係機関と連携して、ひとり親家庭に対する就業支援情報交換会議を定期的を開催し、ひとり親家庭等に対する効果的な就業支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていきます。

(3) 市町村の役割

- ① 地域のひとり親家庭等の身近な窓口として相談に応じるとともに、きめ細やかな支援情報の提供を行うことが必要です。

② 市においては国の基本方針に即した市の「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定や「母子・父子家庭自立支援給付金事業」をはじめとするひとり親への就業支援事業の実施等、地域の実情に応じたひとり親家庭等施策を推進することが求められています。

③ 町村においては、県と連携して、本計画が推進するひとり親家庭等への施策を、地域の実情に応じて推進することが求められています。

(4) 母子・父子福祉団体の役割

① 当事者団体である母子・父子福祉団体においては、県内のひとり親家庭等の自立の促進に向けて、事業実施を含む共助活動や雇用促進などの主体的な活動を進めることが求められています。

② 関係機関と連携し、ひとり親家庭等の支援制度を効果的に活用することによりひとり親等の自立促進の求心力として活動を進めることが求められています。

③ 団体会員の高齢化や加入率の低下による組織活動の低下という課題に対し、次世代リーダーの育成や若い世代のひとり親の活動への参加を促進して、団体活動の活性化に取り組むことが求められています。

2 各種計画との連携

「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づく基本計画として県が定めた「岐阜県少子化対策基本計画」は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「岐阜県子どもの貧困対策計画」なども兼ねています。

本計画の推進にあたっては、「岐阜県少子化対策基本計画」をはじめとする各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。

3 地域との協働

ひとり親家庭等が直面している様々な悩みや問題の中には、実際に生活している地域社会に関わることで解決できる場合があります。そのため、地域住民や団体等による身近な地域支援活動の充実やひとり親家庭等が積極的に地域活動に参加していくことが重要です。さらに民間企業においては、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう職場環境を整えることが求められています。

(1) 地域での活動の推進

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体、NPO等によるひとり親家庭等に対する地域での支援活動を推進します。またそれぞれの活動を推進するだけでなく、団体間の連携を構築することで、地域の総合的な支援力を向上させます。

(2) ひとり親家庭等の地域活動への参加推進

ひとり親家庭等が身近な地域において、子育てや生活上の悩みや問題の解決に関する様々な情報を得るためにも、自らが積極的に地域のさまざまな団体や行事に参加することが重要です。母子・父子福祉団体等が主催するボランティア活動や地域行事に限らず、子どもの学習支援や子ども食堂など地域の多様な活動に参加することを推進します。

(3) 民間企業における環境整備

ひとり親等の就業を促進するため、「特定求職者雇用開発助成金」や「試行雇用（トライアル雇用）奨励金」などの施策を積極的に活用するよう求めています。また、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実や取得促進など雇用環境を改善することが求められています。

資料編

資料1 用語解説

索引	用語	説明
か	家庭生活支援員	ヘルパー等の資格を持つ生活援助者。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子保健と子育て支援の両方を含む包括的なサービスを提供する相談拠点として、令和2年度末までに全国展開を目指している。 設置根拠：母子保健法第22条2項 母子健康包括支援センター、設置主体は市町村（努力義務）
	子ども食堂	子どもの居場所づくりの一つとして、子どもたちに対し、民間支援団体等が無料又は安価で食事を提供する取組み。
さ	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない父子・母子家庭等の生活の安定と自立促進のために支給される手当。
	就業支援講習会	就業経験がない方や専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある方などに対し、託児サービスを併設して、介護職員初任者講習や医療事務講習、などの講習会や就業支援に関するセミナーなどを開催。
	ショートステイ	保護者の疾病や育児不安などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育・保護を行うことにより、子どもとその家庭の福祉の向上を図る事業。
た	地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場。
	トライアル雇用	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとする制度。

索引	用語	説明
た	トワイライトステイ	保護者が仕事等により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において、生活指導、食事の提供等を行うことにより、その子どもとその家庭の生活の安定、福祉の向上を図る事業。
は	ハート購入制度	障がい者を多数雇用している企業や在宅就業支援団体等及び母子・父子福祉団体に対し、県が優先的に物品又は役務の発注を行う制度。
	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、ひとり親等の自立支援を総合的に行う機関。
	ひとり親自立支援員	県事務所福祉課や市の福祉事務所等において、ひとり親家庭等に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者。
	病児・病後児保育	子どもが発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった子どもへの緊急対応等を行うもの。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域住民同士で助け合う仕組みをつくり、子どもの預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	福祉医療制度	所得の低い母子家庭、父子家庭等について、病院等で要した医療費の自己負担分を助成する制度。（助成内容は市町村により異なる。）
	放課後児童クラブ	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

索引	用語	説明
は	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭等で、死別や離婚、DVからの避難・保護等で居住先がないなど生活上の問題を抱えた母親と子どもを一緒に入所・保護し、安心して子育てと生活ができるよう自立に向け援助する施設。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を目的とした貸付。
	母子・父子福祉団体	ひとり親家庭等の福祉を増進することを主たる目的とし、営利を目的としない法人であり、役員半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子である団体。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、担当区域において生活や子育て等について広く相談に応じる者。
	面会交流	離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うこと。

資料2 主な相談機関

1 総合的な相談窓口

■ 県事務所、福祉事務所

名称	電話番号 (代表)	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の数 (H30年度末時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
岐阜地域福祉事務所 福祉課	058-272-1111 (内線3237,3238)	岐阜市藪田南2-1-1	○	○	○	○	○	2人	
西濃県事務所 福祉課	0584-73-1111 (内線235)	大垣市江崎422-3 西濃総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
揖斐県事務所 福祉課	0585-23-1111 (内線243)	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
可茂県事務所 福祉課	0574-25-3111 (内線247)	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
中濃県事務所 福祉課	0575-33-4011 (内線258)	美濃市生籬1612-2 中濃総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
東濃県事務所 福祉課	0572-23-1111 (内線272)	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
恵那県事務所 福祉課	0573-26-1111 (内線227)	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	
飛騨県事務所 福祉課	0577-33-1111 (内線274)	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	○	○	○	○	○	1人	

■市町村

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の数 (H30年度末時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
岐阜市 子ども支援課	058-214-2396	岐阜市今沢町18	○	○	○	○	○	1人	
大垣市 子育て支援課 大垣市子育て なんでも相談室	0584-47-7092 0800-200-7114	大垣市丸の内2-29 大垣市宮町1-1 サイトスクエア大垣内スイトアベニュー2階 大垣市外花6-45	○	○	○	○	○	2人	
			○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○		
高山市 子育て支援課	0577-32-3333	高山市花岡町2-18	○	○	○	○	○	4人	
多治見市 子ども支援課	0572-22-1111 (内線2351)	多治見市音羽町1-233	○	○	○	○	○	1人	
関市 子ども家庭課	0575-22-3131 (内線2131)	関市若草通3-1	○	○	○	○	○	1人	
中津川市 子ども家庭課	0573-66-1111 (内線569)	中津川市かはやの木町2-5	○	○	○	○	○	1人	
美濃市 健康福祉課	0575-33-1122 (内線153)	美濃市1350	○	○	○	○	○	2人	
瑞浪市 子育て支援課	0572-68-2115	瑞浪市上平町1-1	○	○	○	○	○	2人	
羽島市 子育て・健幸課 子ども家庭センター	058-392-1111 (内線2524)	羽島市竹鼻町55	○	○	○	○	○	2人	

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとりの 親自立 支援員 の数 (H30年度末時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
恵那市 子育て支援課	0573-26-2111 (内線269)	恵那市長島町正家1-1-1	○	○	○	○	○	1人	
美濃加茂市 こども課	0574-25-2111 (内線327)	美濃加茂市太田町3431-1	○	○	○	○	○	1人	
土岐市 子育て支援課	0572-54-1111 (内線181)	土岐市土岐津町土岐口2101	○	○	○	○	○	2人	
各務原市 子育て支援課	058-383-1111 (内線2528,2529)	各務原市那加桜町1-69	○	○	○	○	○	2人	
可児市 こども課	0574-62-1111 (内線5527,5528)	可児市下恵土5076 可児市子育て健康プラザmano	○	○	○	○	○	1人	
山県市 子育て支援課	0581-22-6839 (内線615)	山県市高木1000-1		○	○			1人	
瑞穂市 福祉生活課	058-327-4111 (内線2810)	瑞穂市別府1288	○	○	○	○	○	1人	
飛騨市 子育て応援課	0577-73-2458	飛騨市古川町若宮二丁目1-60	○	○	○	○	○	2人	
本巣市 子ども大切課	058-323-7753	本巣市下真桑1000 (真正分庁舎)	○	○	○	○	○	1人	
郡上市 児童家庭課	0575-67-1121 (内線1132)	郡上市八幡町島谷228	○	○	○	○	○	1人	
下呂市 児童福祉課	0576-52-2882 (内線613)	下呂市萩原町萩原1166-8	○	○	○	○	○	1人	
海津市 社会福祉課	0584-53-1111	海津市海津町高須515	○	○	○	○	○	2人	

名称	電話番号	住所	相談種別					備考	
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
岐南町 健康推進課	058-247-1344	羽島郡岐南町八剣7-107		○	○			—	
笠松町 福祉子ども課	058-388-1116 (内線245)	羽島郡笠松町司町1		○	○			—	
養老町 子ども課	0584-32-5078 (内線362)	養老郡養老町高田798		○	○			—	
垂井町 子育て推進課	0584-22-7506	不破郡垂井町宮代2957-11		○	○			—	
関ヶ原町 住民課	0584-43-1113	関ヶ原町大字関ヶ原894-58		○	○			—	
神戸町 子ども家庭課	0584-27-3111 (内線142,143)	安八郡神戸町大字神戸1111		○	○			—	
輪之内町 福祉課	0584-69-3128 (内線153)	安八郡輪之内町四郷2530-1		○	○			—	
安八町 福祉課	0584-64-7104	安八郡安八町水取161		○	○			—	
揖斐川町 子育て支援課	0585-22-2111 (内線242)	揖斐郡揖斐川町三輪133		○	○			—	
大野町 福祉課	0585-34-1111 (内線164)	揖斐郡大野町大字大野80		○	○			—	
池田町 健康福祉課	0585-45-3111 (内線151)	揖斐郡池田町六之井1468-1		○	○			—	
北方町 福祉健康課	058-323-1119	本美郡北方町長谷川1-1		○	○			—	

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとり親自立支援員の数の数 (H30年度末時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
坂祝町 こども課 保健センター	0574-66-2406	加茂郡坂祝町取組46-18			○			-	
	0574-26-7201			○					
富加町 福祉保健課	0574-54-2111 (内線163)	加茂郡富加町滝田1511			○			-	
川辺町 住民課	0574-53-2511	加茂郡川辺町中川辺1518-4			○			-	
七宗町 住民課 教育課	0574-48-1112 (内線155)	加茂郡七宗町上麻生2442-3			○			-	
	0574-48-1114			○					
八百津町 健康福祉課	0574-43-2111 (内線2564)	加茂郡八百津町八百津3903-2			○			-	
白川町 保健福祉課 教育課	0574-72-2317 (内線363)	加茂郡白川町河岐1645番地1			○			-	
	0574-72-2317 (内線333)			○					
東白川村 保健福祉課	0574-78-2100 (内線632)	加茂郡東白川村神土692-2			○			-	
御嵩町 福祉課	0574-67-2111 (内線2127)	可児郡御嵩町御嵩1239-1			○			-	
白川村 村民課	05769-6-1311 (内線151)	大野郡白川村鳩谷517			○			-	

2 就業関係の相談窓口

■ ひとりの親家庭等就業・自立支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	養育費 その他	
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	058-268-2569	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	

■ 公共職業安定所（ハローワーク）

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	養育費 その他	
ハローワーク岐阜	058-247-3211	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	○				
ハローワーク大垣	0584-73-8609	大垣市藤江町1-1-8	○				
ハローワーク揖斐	0585-22-0149	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	○				
ハローワーク多治見	0572-22-3381	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎内	○				
ハローワークブラザ可児	0574-60-5585	可児市広見1-5 可児市総合会館1階	○				
ハローワーク高山	0577-32-1144	高山市上岡本町7-478	○				
ハローワーク恵那	0573-26-1341	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	○				

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	
ハローワーク関	0575-22-3223	関市西本郷通4-6-10	○				
ハローワーク岐阜八幡	0575-65-3108	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎内	○				
ハローワーク美濃加茂	0574-25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9	○				
ハローワーク中津川	0573-66-1337	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	○				
シテイーハローワーク各務原	058-371-3335	各務原市那加東亜町106 東亜町会館1階	○				
下呂地域職業相談室 (ふるさとハローワーク下呂)	0576-52-1365	下呂市萩原町萩原1166-8 星雲会館4階	○				
ハローワーク岐阜 藪田サテライト	058-278-0525	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	○				
ハローワーク岐阜 岐阜駅サテライト	058-214-6690	岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG2階	○				
はたらき支援ルーム (児童扶養手当受給者等対象)	058-214-6157	岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎1階 生活福祉課内	○				
ワークプラザおおがき	0584-47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階	○				
ワークサロンのかやま	0577-62-8486	高山市花岡町2-18 高山市役所2階	○				

■ 岐阜県総合人材チャレンジセンター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県総合人材チャレンジセンター本所	058-278-1149 ※電話での相談は 行っておりません	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2F	○					
岐阜県総合人材チャレンジセンター ぎふ出張相談窓口	058-214-3081 ※電話での相談は 行っておりません	岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG 2F	○					

3 その他の相談窓口

■ (一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
(一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会	058-274-0494	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	○	

■ 女性相談センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県女性相談センター	058-213-2131	― (面接相談は事前に電話予約が必要です)					○	・夫等からの暴力 ・結婚・離婚または異 性間のこと等

■ 岐阜県子ども・家庭電話相談室

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県子ども・家庭電話相談室	058-213-8080 0120-76-1152	— (電話相談になります)		○				

■ 母子・父子福祉センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
高山市母子・父子福祉センター	0577-35-0294	高山市昭和町2-224		○				
多治見市母子・父子福祉センター	0572-25-1133	多治見市太平町2-39-1		○				
土岐市母子・父子福祉センター	0572-57-6661	土岐市下石町1060		○				

■ 子ども相談センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
中央子ども相談センター	058-201-2111	岐阜市鷺山向井2563-79		○				

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
西濃子ども相談センター	0584-78-4838	大垣市禾森町5の1458の10		○				
中濃子ども相談センター	0574-25-3111	美濃加茂市古井町下古井2610の1 可茂総合庁舎		○				
東濃子ども相談センター	0572-23-1111	多治見市上野町5の68の1 東濃西部総合庁舎		○				
飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	高山市千島町35の2		○				

■ 養育費相談支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
養育費相談支援センター	03-3980-4108	東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階				○		

資料3 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）の策定にあたって企画推進を図るため岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自立促進計画の策定に関する事項について調査検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、経済団体、母子寡婦福祉団体等の代表者
- (3) 公募による県民
- (4) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日より令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

資料4 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

所属機関等	職氏名	備考
岐阜大学名誉教授 サンピレッジ国際医療福祉専門学校	学校長 小林 月子	委員長
一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	会 長 黒田 恵美子	副委員長
岐阜県民生委員児童委員協議会	副会長 澤井 基光	
岐阜県母子生活支援施設協議会	会 長 玉木 ひとみ	
岐阜県母子・父子自立支援員協議会	会 長 松本 史子	
一般社団法人岐阜県経営者協会	事務局長 長谷部 基司	
岐阜労働局職業安定部訓練室	室 長 森崎 泰行	
羽島市健幸福祉部 子育て・健幸課子ども家庭センター	所 長 熊崎 房子	
岐阜県商工労働部労働雇用課	課 長 大城戸 克之	
岐阜県女性相談センター	所 長 森本 恵子	

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第4期）

令和2年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111